証券コード　8729
平成29年５月31日

株　主　各　位

東京都千代田区大手町一丁目９番２号
ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社
代表取締役社長　石　井　　茂

# 第13回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第13回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、同封の議決権行使書の郵送またはインターネットによって議決権を行使することができます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき平成29年６月20日（火曜日）午後５時30分までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

また、議決権行使の方法につきましては、３ページの「議決権行使のご案内」をご参照ください。

敬　具

記

**１．日　　時**　平成29年６月21日（水曜日）午前10時　（受付開始予定時間　午前９時）

**２．場　　所**　東京都中央区日本橋室町二丁目１番１号
マンダリン オリエンタル 東京　３階グランドボールルーム

**３．目的事項**

**報告事項**
１．平成28年度（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．平成28年度（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）計算書類報告の件

**決議事項**

**第１号議案**　剰余金の処分の件

**第２号議案**　取締役９名選任の件

**第３号議案**　監査役１名選任の件

**第４号議案**　補欠監査役１名選任の件

**第５号議案**　業務執行取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度導入および業務執行取締役に付与する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権の行使条件一部変更の件

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、紙の使用量を節約するため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申しあげます。

**4. 招集ご通知添付書類に関する事項**

紙の使用量を節約するため、本招集ご通知に添付すべき書類のうち、以下のものにつきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.sonyfh.co.jp/）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）および当該体制の運用状況の概要」
② 連結計算書類の連結注記表
③ 計算書類の個別注記表

なお、これらの事項は、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類および計算書類に含まれております。

［株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.sonyfh.co.jp/）に修正後の事項を掲載させていただきますのでご了承ください。］

以　上

## 【 議決権行使のご案内 】

**※当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。**

### 〈郵送による議決権行使〉

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、平成29年６月20日（火曜日）午後５時30分までに到着するようご返送ください。なお、各議案について賛否の表示がない議決権行使書が提出された場合は、「賛成」の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

### 〈インターネットによる議決権行使〉

インターネットにより議決権行使サイト（**http://www.evote.jp/**）にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログイン**ID**」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。なお、インターネットにより議決権を行使される場合は、以下の事項をご確認のうえ、行使いただきますようお願い申しあげます。

1. 株主さま以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
2. インターネットによる議決権行使は、平成29年６月20日（火曜日）午後５時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行使されますようお願いいたします。なお、ご不明な点などがございましたら下記のヘルプデスクへお問い合わせください。
3. 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
4. インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合には、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
5. お手続きにあたりインターネット接続料金などが必要になる場合は株主さまのご負担となります。

**議決権行使サイトに関するお問い合わせ**
三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部（ヘルプデスク）
電話：0120-173-027（受付時間　午前９時～午後９時、通話料無料）

### 〈機関投資家の皆さまへ〉

議決権行使の方法として、㈱**ICJ**が運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

以　上

# 株主総会参考書類

## 第１号議案　剰余金の処分の件

当年度の期末配当につきましては、当年度の業績や事業環境等を総合的に勘案し、前年度の期末配当と同額の１株につき55円とさせていただきたいと存じます。

１．配当財産の種類
　　金銭

２．配当財産の割当てに関する事項およびその総額
　　当社普通株式１株につき金55円
　　総額23,922,086,375円

３．剰余金の配当が効力を生ずる日
　　平成29年６月22日

## 第２号議案　取締役９名選任の件

取締役全員（10名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役９名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、以下のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名（生年月日） | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式数 |
|---|---|---|---|
| 1 | いし　い　しげる<br>石　井　茂<br>（昭和29年7月31日） | 昭和 53年　4月　山一證券㈱　入社<br>平成 10年　6月　ソニー㈱　入社<br>平成 13年　4月　ソニー銀行㈱　代表取締役社長<br>平成 16年　4月　当社　取締役<br>平成 27年　6月　当社　代表取締役副社長<br>ソニー生命保険㈱　取締役（現在）<br>ソニー損害保険㈱　取締役（現在）<br>ソニー銀行㈱　取締役（現在）<br>平成 28年　6月　当社　代表取締役社長（現在）<br>＜当社における地位および担当＞<br>代表取締役社長<br>監査部担当<br>＜重要な兼職の状況＞<br>ソニー生命保険㈱　取締役、ソニー損害保険㈱　取締役、ソニー銀行㈱　取締役<br>[取締役候補者とした理由] 石井 茂氏は、平成13年4月のソニー銀行㈱設立以来、代表取締役社長としてその経営に携わり、平成16年4月からは当社の取締役を兼任してきました。また、平成27年6月からは当社の代表取締役として当社グループの経営において重要な役割を果たしております。当社の代表取締役として、グループ経営全般に係る意思決定と経営の監督を適切に遂行できる知見や経験、判断力を有することから、同氏を引き続き取締役候補者としたものであります。 | 32,500株 |
| 2 | きよ　みや　ひろ　あき<br>清　宮　裕　晶<br>（昭和37年6月21日） | 昭和 61年　7月　ユナイテッドオブオマハ生命保険会社（現　オリックス生命保険㈱）入社<br>平成　2年　1月　ソニー・プルコ生命保険㈱（現　ソニー生命保険㈱）入社<br>平成 12年　4月　ソニー生命保険㈱　数理部　統括部長<br>平成 14年 11月　同社　ALM部　統括部長<br>平成 19年　6月　同社　執行役員　数理部、経理部、運用管理部担当<br>平成 23年　6月　同社　執行役員<br>兼　当社　執行役員<br>平成 25年　6月　ソニー生命保険㈱　執行役員常務　運用企画部、経営企画部、新事業推進部担当<br>平成 27年　4月　当社　執行役員常務<br>平成 27年　6月　当社　常務取締役（現在）<br>ソニー生命保険㈱　取締役<br>ソニー損害保険㈱　取締役（現在）<br>ソニー銀行㈱　取締役（現在）<br>ソニー・ライフケア㈱　取締役（現在）<br>平成 28年　4月　ソニー生命保険㈱　取締役　執行役員常務（現在）<br>＜当社における地位および担当＞<br>常務取締役<br>広報・IR部担当<br>＜重要な兼職の状況＞<br>ソニー生命保険㈱　取締役　執行役員常務、ソニー損害保険㈱　取締役、<br>ソニー銀行㈱　取締役、ソニー・ライフケア㈱　取締役<br>[取締役候補者とした理由] 清宮 裕晶氏は、ソニー生命保険㈱において長年にわたって数理、経理、運用管理等を担当してきました。当社の取締役として、グループ経営全般に係る意思決定と経営の監督を適切に遂行できる知見や経験、判断力を有することから、同氏を引き続き取締役候補者としたものであります。 | 8,459株 |

| 候補者番号 | 氏名<br>（生年月日） | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式数 |
|---|---|---|---|
| 3 | い　とう　　ゆたか<br>伊　藤　　裕<br>（昭和30年5月25日） | 昭和 57年　4月　ソニー㈱　入社<br>平成 14年　4月　ソニー・ヨーロッパ　SVP　CFO<br>平成 17年　4月　ソニー㈱　グローバルヘッドクォーター　経営企画部門　部門長<br>平成 21年　4月　ソニー生命保険㈱　営業業務本部　本部長<br>平成 21年　6月　同社　執行役員　営業業務本部　本部長<br>平成 23年　5月　同社　執行役員　人事部、総務部、ウェルネスセンター担当<br>平成 24年　4月　同社　執行役員　ライフプランナー営業本部　企画管理担当<br>平成 25年　6月　当社　執行役員　総合管理部、経理部担当<br>平成 26年　4月　ソニー・ライフケア㈱　取締役<br>平成 26年　6月　当社　常務取締役<br>ソニー生命保険㈱　取締役<br>ソニー損害保険㈱　取締役<br>ソニー銀行㈱　取締役<br>平成 27年　6月　当社　取締役（現在）<br>ソニー銀行㈱　代表取締役社長（現在）<br><br>＜重要な兼職の状況＞<br>ソニー銀行㈱　代表取締役社長<br><br>[取締役候補者とした理由] 伊藤 裕氏は、ソニー生命保険㈱および当社において、管理部門を中心に経営に携わり、平成27年6月からはソニー銀行㈱の代表取締役社長を務めるなど、当社グループの経営について豊富な知見を有しております。当社の取締役として、グループ経営全般に係る意思決定と経営の監督を適切に遂行できる知見や経験、判断力を有することから、同氏を引き続き取締役候補者としたものであります。 | 3,700株 |
| 4 | はぎ　もと　とも　お<br>萩　本　友　男<br>（昭和31年7月27日） | 昭和 55年　4月　ミノルタカメラ販売㈱（現　コニカミノルタ㈱）入社<br>平成　6年　9月　ソニー生命保険㈱　入社　ライフプランナー<br>平成　9年　4月　同社　新宿第7支社長<br>平成 11年　6月　同社　新宿ライフプランナーセンター第4支社長<br>平成 22年　4月　同社　執行役員　ライフプランナー営業本部長<br>平成 22年　6月　同社　執行役員常務<br>平成 24年　6月　同社　執行役員専務<br>平成 26年　6月　同社　取締役　執行役員専務<br>平成 27年　4月　同社　代表取締役社長（現在）<br>平成 27年　6月　当社　取締役（現在）<br><br>＜重要な兼職の状況＞<br>ソニー生命保険㈱　代表取締役社長<br><br>[取締役候補者とした理由] 萩本 友男氏は、ソニー生命保険㈱において営業部門を担当し、平成27年4月からは同社の代表取締役社長として同社の成長を牽引しております。当社の取締役として、グループ経営全般に係る意思決定と経営の監督を適切に遂行できる知見や経験、判断力を有することから、同氏を引き続き取締役候補者としたものであります。 | 15,780株 |

| 候補者番号 | 氏名<br>（生年月日） | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式数 |
|---|---|---|---|
| 5 | にわ　あつお<br>丹羽　淳雄<br>（昭和32年8月19日） | 昭和 56年　4月　ソニー㈱　入社<br>平成 13年　1月　アイワ㈱　執行役員<br>平成 16年　6月　ソニー㈱　経営企画部門　部門長<br>平成 17年　5月　ソニー・ヨーロッパ　SVP　CFO<br>平成 20年　8月　ソニー㈱　VP　経営企画部門　部門長<br>平成 22年　4月　ソニー損害保険㈱　執行役員<br>平成 23年　6月　同社　取締役　執行役員<br>平成 24年　6月　同社　取締役　専務執行役員<br>平成 25年　4月　同社　代表取締役社長（現在）<br>平成 25年　6月　当社　取締役（現在）<br>＜重要な兼職の状況＞<br>ソニー損害保険㈱　代表取締役社長<br>[取締役候補者とした理由] 丹羽 淳雄氏は、ソニー損害保険㈱において経営企画を担当し、平成25年4月より同社の代表取締役社長としてその経営に携わり、成長に貢献しております。また、同年6月からは当社の取締役を兼任しております。当社の取締役として、グループ経営全般に係る意思決定と経営の監督を適切に遂行できる知見や経験、判断力を有することから、同氏を引き続き取締役候補者としたものであります。 | 3,000株 |
| 6 | すみもと　ゆういちろう<br>住本　雄一郎<br>（昭和33年2月28日） | 昭和 55年　4月　ソニー㈱　入社<br>昭和 63年　8月　ソニー・プルコ生命保険㈱（現　ソニー生命保険㈱）入社<br>平成　8年　4月　ソニー生命保険㈱　経営企画部　統括部長<br>平成 10年　4月　同社　理事　支社営業本部　企画管理部　統括部長<br>平成 11年　4月　同社　理事　代理店営業本部　企画管理部　統括部長<br>平成 17年　4月　同社　執行役員　代理店営業本部長<br>平成 22年　6月　同社　執行役員常務　代理店営業本部長<br>平成 24年　6月　同社　執行役員専務　代理店営業本部長<br>平成 25年　6月　同社　取締役　執行役員専務　人事部、ｳｪﾙﾈｽｾﾝﾀｰ、広報部担当<br>平成 26年　4月　同社　取締役　執行役員専務　代理店営業本部長<br>平成 27年　4月　同社　取締役　執行役員専務　新事業推進部、運用企画部担当<br>平成 28年　6月　当社　専務取締役（現在）<br>ソニー生命保険㈱　取締役（現在）<br>ソニー損害保険㈱　取締役（現在）<br>ソニー銀行㈱　取締役（現在）<br>＜当社における地位および担当＞<br>専務取締役<br>総合リスク管理部、コンプライアンス部、人事部、総務部、経理部担当<br>＜重要な兼職の状況＞<br>ソニー生命保険㈱　取締役、ソニー損害保険㈱　取締役、ソニー銀行㈱　取締役<br>[取締役候補者とした理由] 住本 雄一郎氏は、ソニー生命保険㈱において経営企画部、代理店営業本部、新事業推進部等を担当し、平成28年6月からは当社の専務取締役としてリスク管理、コンプライアンス、人事、総務、経理を担当するなど、当社グループの経営について幅広い知見を有しております。当社の取締役として、グループ経営全般に係る意思決定と経営の監督を適切に遂行できる知見や経験、判断力を有することから、同氏を引き続き取締役候補者としたものであります。 | 5,692株 |

| 候補者番号 | 氏名<br>（生年月日） | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式数 |
|---|---|---|---|
| 7 | かん　べ　し　ろう<br>神　戸　司　郎<br>（昭和36年12月18日） | 昭和 59年　4月　ソニー㈱　入社<br>平成　元年 12月　ソニー・ヨーロッパ　法務部門　部長<br>平成 13年　7月　ソニー㈱　法務センター　カンパニー法務部　統括部長<br>平成 14年　7月　同社　コンプライアンス部門　グループ法務戦略部　統括部長<br>平成 15年　7月　同社　グループCEO／COOオフィス　統括部長<br>平成 20年　4月　同社　グループ戦略部門長<br>平成 21年　7月　同社　VP　広報・CSR担当<br>平成 22年　6月　同社　業務執行役員　SVP　広報・CSR担当<br>平成 26年　4月　同社　業務執行役員　SVP　広報、CSR、渉外、ブランド担当<br>平成 26年　6月　同社　執行役　EVP　法務、ｺﾝﾌﾟﾗｲｱﾝｽ、広報、CSR、渉外、ﾌﾞﾗﾝﾄﾞ担当<br>平成 26年　9月　同社　執行役　EVP　法務、ｺﾝﾌﾟﾗｲｱﾝｽ、広報、CSR、渉外担当<br>平成 27年　6月　当社　取締役（現在）<br>平成 28年　8月　ソニー㈱　執行役　EVP　法務、ｺﾝﾌﾟﾗｲｱﾝｽ、広報、CSR、渉外、情報ｾｷｭﾘﾃｨ&ﾌﾟﾗｲﾊﾞｼｰ担当（現在）<br>＜重要な兼職の状況＞<br>ソニー㈱　執行役　EVP<br>[取締役候補者とした理由] 神戸 司郎氏は、ソニー㈱において長年にわたって法務、コンプライアンス、広報、CSRなどを担当し、平成26年6月からは同社の執行役として経営に携わっております。当社の取締役として、グループ経営全般に係る意思決定と経営の監督を適切に遂行できる知見や経験、判断力を有することから、同氏を引き続き取締役候補者としたものであります。 | －株 |
| 8 | ［社外取締役候補者］<br>やま　もと　　いさお<br>山　本　　功<br>（昭和32年5月2日） | 昭和 56年　4月　㈱野村総合研究所　入社<br>平成　3年　1月　同社　事業戦略室室長<br>平成　8年　7月　メリルリンチ日本証券㈱　投資銀行部門ディレクター<br>平成 11年　1月　同社　投資銀行部門マネージングディレクター<br>平成 14年　1月　同社　投資銀行部門共同責任者、マネージングディレクター<br>平成 15年 12月　㈱SIGインスティテュート　代表取締役社長<br>平成 18年　3月　ジャパン　ケーブルキャスト㈱　取締役<br>平成 18年　7月　㈱マスチューン（現　㈱みんかぶ）　監査役<br>平成 19年　9月　同社　取締役<br>平成 21年 11月　起業投資㈱　代表取締役（現在）<br>平成 23年　6月　当社　取締役（現在）<br>平成 24年　3月　ビルコム㈱　取締役（現在）<br>＜重要な兼職の状況＞<br>起業投資㈱　代表取締役<br>ビルコム㈱　取締役<br>[社外取締役候補者とした理由] 山本 功氏は、長年にわたる証券アナリスト業務および財務・M&Aのアドバイザリー業務の経験を有しており、また、当社と特別の利害関係もないことから、社外取締役および独立役員として、職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。 | 7,000株 |

| 候補者番号 | 氏名（生年月日） | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式数 |
|---|---|---|---|
| 9 | ［社外取締役候補者］<br>くにや　しろう<br>国谷 史朗<br>（昭和32年2月22日） | 昭和 57年　4月　弁護士登録<br>大江橋法律事務所（現　弁護士法人大江橋法律事務所）入所<br>平成　9年　6月　サンスター㈱　監査役<br>平成 14年　4月　弁護士法人大江橋法律事務所　代表社員（現在）<br>平成 18年　6月　日本電産㈱　監査役<br>平成 24年　3月　㈱ネクソン　取締役（現在）<br>平成 24年　6月　㈱荏原製作所　取締役（現在）<br>平成 25年　6月　当社　取締役（現在）<br>武田薬品工業㈱　監査役<br>平成 28年　6月　武田薬品工業㈱　取締役（現在）<br>＜重要な兼職の状況＞<br>弁護士法人大江橋法律事務所　代表社員<br>［社外取締役候補者とした理由等］国谷 史朗氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、弁護士法人大江橋法律事務所の代表社員として活動されており、弁護士としての専門的な知識・経験を有し、また、当社と特別の利害関係もないことから、社外取締役および独立役員として、職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。 | －株 |

（注）1．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2．ソニー㈱は、当社の親会社であります。
3．神戸 司郎氏は、現在、ソニー㈱の執行役 EVP 法務、コンプライアンス、広報、CSR、渉外、情報セキュリティ＆プライバシー担当であります。（「EVP」はエグゼクティブ・バイス・プレジデントの略であります。）
4．山本 功氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって６年となります。
5．国谷 史朗氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって４年となります。
6．当社は、山本 功氏および国谷 史朗氏と会社法第427条第１項に基づき、損害賠償責任の限度額を法令で定める額とする責任限定契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合、当社は両氏と上記責任限定契約を継続する予定であります。
7．山本 功氏および国谷 史朗氏は、東京証券取引所の定める独立役員として同取引所に届け出ております。

## 第３号議案　監査役１名選任の件

監査役 是永 浩利氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役１名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、以下のとおりであります。

| 氏名<br>（生年月日） | 略歴、地位および重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式数 |
|---|---|---|
| これ　なが　ひろ　とし<br>是　永　浩　利<br>（昭和40年6月28日） | 昭和 63年　4月　ソニー㈱　入社<br>平成 19年　4月　同社　経理部門　企画・業務管理部　担当部長<br>平成 20年　1月　同社　経理部門　連結経理部　担当部長<br>平成 24年　7月　同社　経理部門　経理１部　統括部長<br>平成 25年　4月　同社　総合管理部門　経理１部　統括部長<br>平成 25年　6月　当社　監査役（現在）<br>平成 26年　4月　ソニー㈱　経理センター　経理１部　統括部長<br>平成 27年　4月　ソニーコーポレートサービス㈱　グローバル経理センター　センター長（現在）<br>平成 27年　5月　同社　執行役員（現在）<br>＜重要な兼職の状況＞<br>ソニーコーポレートサービス㈱　執行役員　グローバル経理センター　センター長 | －株 |
| | ［監査役候補者とした理由］是永 浩利氏は、ソニー㈱およびソニーコーポレートサービス㈱において長年、経理業務に従事し、財務および会計に関する相当程度の知見を有することから、これらの経験を活かして監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。 | |

（注）１．是永 浩利氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２．是永 浩利氏の選任が承認された場合、その任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとなります。

３．ソニーコーポレートサービス㈱は、当社の親会社であるソニー㈱の子会社であります。

## 第４号議案　補欠監査役１名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、あらかじめ補欠監査役１名の選任をお願いしたいと存じます。

本議案における選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、以下のとおりであります。

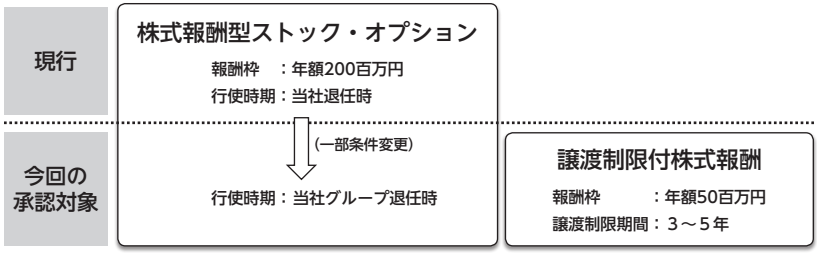
| 氏名<br>（生年月日） | 略歴、地位および重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式数 |
|---|---|---|
| さえ　ぐさ　たか　はる<br>三　枝　隆　治<br>（昭和27年4月20日） | 昭和 50年　4月　㈱三菱銀行（現　㈱三菱東京UFJ銀行）入行<br>平成　9年　1月　㈱東京三菱銀行（現　㈱三菱東京UFJ銀行）　下赤塚支店　支店長<br>平成 10年　6月　同行　ニューヨーク支店　副支店長<br>平成 13年　2月　ユニオン・バンク・オブ・カリフォルニア　取締役副会長<br>平成 16年　8月　千代田化工建設㈱　執行役員<br>平成 17年　6月　同社　常務執行役員<br>平成 22年　6月　三菱UFJメリルリンチPB証券㈱（現　三菱UFJモルガン・スタンレーPB証券㈱）　常勤監査役<br>平成 26年　6月　コムシスホールディングス㈱　監査役（現在）<br>＜重要な兼職の状況＞<br>コムシスホールディングス㈱　監査役 | －株 |
| | ［補欠社外監査役候補者とした理由］三枝 隆治氏は、国内外の金融機関における長年にわたる業務経験を有し、また、企業経営に関する高い見識を有していることから、これらの経験を活かして社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。 | |

（注）１．三枝 隆治氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．三枝 隆治氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
３．三枝 隆治氏が社外監査役に就任した場合、当社は同氏と会社法第427条第１項に基づき、損害賠償責任の限度額を法令で定める額とする責任限定契約を締結する予定であります。

## 第５号議案　業務執行取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度導入および業務執行取締役に付与する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権の行使条件一部変更の件

本議案は、当社が、当社グループの企業価値向上を目的として、グループ経営層向けの株式報酬制度を拡充することとし、新たに譲渡制限付株式報酬制度の導入および株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権の行使条件一部変更をすることにつき、ご承認をお願いするものです。

**（ご参考）　当社の経営層向け中長期インセンティブ報酬プラン**




**※割当対象者の拡大について**

- **上記プランはいずれも当社の業務執行取締役を対象としています。**
- **「株式報酬型ストック・オプション」は、当社業務執行取締役に加えて、当社グループ主要子会社の業務執行取締役に対象を拡大する予定です。**
- **「譲渡制限付株式報酬」は、当社業務執行取締役に加えて、当社の執行役員ならびに当社グループ主要子会社の業務執行取締役および執行役員に対象を拡大する予定です。**

### 第１．業務執行取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度導入の件

１．譲渡制限付株式報酬制度の導入目的等

当社の取締役報酬は、平成17年６月27日開催の第１回定時株主総会において、年額300百万円以内（ただし、役員賞与を含み、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とする旨ご承認をいただいており、また、平成28年６月23日開催の第12回定時株主総会（以下、本議案において「前株主総会」といいます。）において、当該報酬等の額とは別枠にて、業務執行取締役に対して、年額200百万円以内の範囲で株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権を割り当てることにつき、ご承認いただき今日にいたっております。

今般、当社の業務執行取締役に当社グループの企業価値の持続的な向上を図る中長期インセンティブを更に与えるとともに、当社の業務執行取締役と当社の株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、これらの報酬枠とは別枠で、当社の業務執行取締役に対して、新たに譲渡制

限付株式を付与する報酬制度（以下、本議案において「本制度」といいます。）を導入することにつき、ご承認をお願いいたします。

本制度に基づき当社の業務執行取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は、年額50百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とします。各業務執行取締役への具体的な支給時期および配分については、当社の取締役会において決定するものとします。

なお、現在の当社の業務執行取締役は４名ですが、第２号議案「取締役９名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、業務執行取締役の員数は３名となる予定です。本制度につきましては、社外取締役を含む非業務執行取締役を対象とするものではありません。

２．本制度の概要

当社の業務執行取締役は、当社の取締役会決議に基づき割当てを受ける当社普通株式につき、本制度により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として拠出し、当該普通株式を取得するものとします。本制度に基づき、当社が発行または処分する当社普通株式の総数は年50,000株（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の無償割当を含みます。）または株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分される当社普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）以内とし、その１株当たりの払込金額は、当社普通株式の発行または処分に係る取締役会決議日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当社の取締役会において決定するものとします。また、本制度に基づく当社普通株式の発行または処分に当たっては、当社と当該業務執行取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約書（以下、本議案において「本割当契約」といいます。）を締結するものとします。

（１）譲渡制限期間

当該業務執行取締役は、取得時を起点として３年間から５年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下、本議案において「譲渡制限期間」といいます。）、本割当契約により割当てを受けた当社普通株式（以下、本議案において「本割当株式」といいます。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下、本議案において「譲渡制限」といいます。）。

（２）受給資格を喪失した場合の取扱い

当該業務執行取締役が譲渡制限期間が満了する前に当社または当社子会社の取締役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人またはその他これに準ずる地位のいずれの地位をも喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

（３）譲渡制限の解除

上記（１）の定めにかかわらず、当社は、当該業務執行取締役が、譲渡制限期間中継続して、当社または当社子会社の取締役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人またはその他

これに準ずる地位のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該業務執行取締役が、上記（2）に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記（2）に定めるいずれの地位をも喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

（4）組織再編等における取扱い

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会で承認された場合には、当社取締役会決議により、業務執行取締役の在任期間または譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に基づき、譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を、当然に無償で取得する。

（5）その他取締役会で定める事項

上記のほか、本割当契約における意思表示および通知の方法、本割当契約の改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

（ご参考）当社は、本株主総会終結の時以降、当社の執行役員ならびに当社の主要子会社（ソニー生命保険株式会社、ソニー損害保険株式会社およびソニー銀行株式会社をいいます。以下、本議案において同じです。）の業務執行取締役および執行役員に対しても、上記と同内容の譲渡制限付株式を、当社の取締役会決議により割り当てる予定です。

## 第２．業務執行取締役に付与する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権の行使条件一部変更の件

１．変更の理由

当社グループの企業価値向上への貢献意欲を高めることを目的とした役員報酬制度見直しの一環として、既に前株主総会においてご承認いただきました、業務執行取締役に付与する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権につき、当社の業務執行取締役はグループ戦略の実効性を高めることと各社の健全な事業経営の管理を目的として当社のみならずグループ会社の役員としてグループの事業活動に従事することから、その行使時期を当社の業務執行取締役を退任する時点ではなく、当社グループ会社のいずれの業務執行取締役をも退任する時点とすることが適当であるため、この点に関する制度設計を変更し、併せて、当社の取締役会決議に基づき平成28年８月８日に当社の業務執行取締役に対して既に付与された株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権に関しても、当該変更と同様に内容を変更することのご承認をお願いいたします。

なお、当社の業務執行取締役の員数については、上記第１をご参照ください。本議案における株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権につきましては、社外取締役を含む非業務執行取締役を対象とするものではありません。

2．変更する箇所および変更案の内容は、次のとおりです。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

| 現行新株予約権の内容 | 変更案 |
|---|---|
| （前略）<br>(6) 新株予約権の行使の条件<br>新株予約権者は、当社の業務執行取締役の役位を喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、保有する全ての新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。その他の新株予約権の行使条件については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。<br>（後略） | （前略）<br>(6) 新株予約権の行使の条件<br>新株予約権者は、当社および当社子会社の業務執行取締役のいずれの役位をも喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、保有する全ての新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。ただし、上記のいずれの役位をも喪失した日の翌日から30日以内に当社または当社子会社の業務執行取締役に就任することが予定されている場合はこの限りでない。その他の新株予約権の行使条件については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。<br>（後略） |

3．変更後の株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権の内容

（1）新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

ただし、本総会決議の日後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整する。なお、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数　＝　調整前付与株式数　×　分割または併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合、当該株式分割の基準日の翌日（基準日の定めがないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知する。ただし、当該適用の日の前日までに通知を行うことができない場合には、以後速やかに通知する。

（２）新株予約権の総数

各事業年度に係る定時株主総会の日から１年以内に割り当てる新株予約権の数は1,000個を上限とする。

（３）新株予約権の払込金額

各新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当てに際してブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権の公正価格を基準として取締役会において定める額とする。

なお、新株予約権者は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権をもって相殺するものとし、金銭の払込みを要しないものとする。

（４）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式１株当たりの金額を１円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

（５）新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から30年以内の範囲で、当社の取締役会において定めるものとする。

（６）新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社および当社子会社の業務執行取締役のいずれの役位をも喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、保有する全ての新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。ただし、上記のいずれの役位をも喪失した日の翌日から30日以内に当社または当社子会社の業務執行取締役に就任することが予定されている場合はこの限りでない。その他の新株予約権の行使条件については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。

（７）譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。

（８）その他の新株予約権の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集要項を決定する取締役会において定めるものとする。

（ご参考）当社は、本株主総会終結の時以降、当社の主要子会社の業務執行取締役に対しても、上記と同内容の株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権を、当社の取締役会決議により割り当てる予定です。

以　上

**（ご参考）社外役員の独立性基準について**

当社は、会社法の独立性基準、および東京証券取引所の定める独立役員としての基準に加え、当社が定める独立性基準を充足する者を社外役員の候補者としております。なお、候補者の決定にあたっては、社外取締役を議長とする指名諮問委員会での審議を経て、取締役会で決議しております。

当社が定める独立性基準は以下の通りです。

① 当社グループを主要な取引先とする者（その者が法人等である場合には、当該法人等の業務執行者）でないこと（※1、※2）
② 当社グループの主要な取引先（その取引先が法人等である場合には、当該法人等の業務執行者）でないこと（※2）
③ 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家等でないこと（※3）
④ 当社グループの主要株主（その主要株主が法人等である場合には、当該法人等の業務執行者）でないこと（※4）
⑤ 当社グループが主要株主である法人の業務執行者でないこと（※4）
⑥ 当社グループから多額の寄付を受けている先（その寄付を受けている先が法人等である場合には、当該法人等の業務執行者）でないこと（※5）
⑦ 就任前の3年間において、上記①～⑥を満たすこと
⑧ 就任前の3年間において、当社の親会社または兄弟会社の業務執行者であったことがないこと
⑨ 上記①～⑧を満たさない者の配偶者または2親等内の親族でないこと

※1 「法人等」とは、法人や組合等の団体をいう。
※2 「主要な取引先」とは、直前事業年度および過去3事業年度における当社グループとの取引による支払額または受取額が、当社グループまたは当該取引先の連結売上高の2%以上を占める者とする。
※3 「多額の金銭」とは、過去3事業年度の平均で、対象者が個人の場合は年間1,000万円以上、対象者が法人等に所属している場合は当該法人等の連結売上高の2%以上であることをいう。
※4 「主要株主」とは、最新の株主名簿において総議決権の10%以上を保有する株主をいう。
※5 「多額の寄付」とは、過去3事業年度の平均で、年間1,000万円以上または寄付先の連結売上高もしくは総収入の2%のいずれか大きい額以上であることをいう。

（添付書類）

# 平成28年度（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）事業報告

## １．当社の現況に関する事項

### （１）企業集団の事業の経過および成果等

**【企業集団の主要な事業内容】**

当社グループは、当社、ソニー生命保険株式会社（以下、「ソニー生命」）、ソニー損害保険株式会社（以下、「ソニー損保」）およびソニー銀行株式会社（以下、「ソニー銀行」）を中心に構成されております。

当社は、ソニー生命、ソニー損保およびソニー銀行等を直接の子会社とする金融持株会社であり、それぞれの主な事業内容は次のとおりであります。

ソニー生命は、ライフプランナー（営業社員）およびパートナー（募集代理店）によるきめ細かなコンサルティングに基づくオーダーメイドの生命保険を提供し、また、ソニーライフ・エイゴン生命保険株式会社（ソニー生命とオランダのエイゴングループのエイゴン・インターナショナルB.V.との折半出資による合弁会社）の変額年金保険を取り扱っております。

ソニー損保は、自動車保険や医療保険などをインターネットや電話を通じて提供しております。

ソニー銀行は、預金（円・外貨）、住宅ローン、投資信託、外国為替証拠金取引などをインターネットを通じて提供しております。

なお、当社グループは、既存３事業に次ぐ取り組みとして介護事業に参入しており、当社は、当社グループにおいて介護事業を統括する持株会社「ソニー・ライフケア株式会社」（当社の完全子会社。以下、「ソニー・ライフケア」）を傘下に加えております。

当社グループは、金融の持つ多様な機能（貯める・増やす・借りる・守る等）を融合して、お客さま一人ひとりの経済的ニーズに合わせた付加価値の高い商品と質の高いサービスを提供することにより、お客さまから最も信頼される金融サービスグループを目指すことを「ビジョン」としております。

※「ライフプランナー」はソニー生命の登録商標です。

**【金融経済環境】**

平成28年度のわが国経済は、企業収益の堅調な推移や雇用・所得環境の着実な改善などを背景に、緩やかな景気回復の動きが見られる一方で、英国や米国における経済政策の変化や中国をはじめとする新興国経済の下振れリスクを含む海外経済動向の影響などにより、先行きの不透明感は高まりました。

債券市場では、低下が続いていた国内長期金利が平成28年７月以降上昇に転じ、同年11月の米国の大統領選挙の結果を受けて世界的に長期国債利回りが上昇した流れもあり、小幅ながらさらに上昇したものの、日銀の緩和的な金融政策により依然として低水準にとどまっています。

外国為替市場では、英国の欧州連合（EU）離脱決定や米国の追加利上げ観測の後退などを受けて円高が進んだ後、米国新政権の財政政策に対する期待や同年12月の米国の利上げ決定を受け、米ドルに対して円安が進行しました。年明け以降は米国の政策運営に対する不透明感が広がったこともあり、再びやや円高傾向となりました。

生命保険業界におきましては、各社において、国内の低金利環境を踏まえた商品戦略の展開や資産運用の高度化への取り組み、平成28年５月施行の改正保険業法への対応が進みました。また、進展する国内の高齢化に対応するため、高齢者向けのサービス向上に加え、国民の健康寿命の延伸に向けた健康増進の取り組みを進めるとともに、中長期的な顧客ニーズの変化・多様化を見据えた商品およびサービスの向上など、顧客保護と利便性の向上に取り組んでまいりました。損害保険業界におきましては、前年度にあった火災保険の駆け込み需要などの反動で、業界全体としては、売上高にあたる収入保険料が前年度を下回る状況となりました。銀行業界におきましては、ITを活用した金融サービス、いわゆるフィンテックの取り込みを通じた革新的な金融サービスの提供や業務効率の改善に向け、各行が積極的に取り組みを進める動きがみられました。

**【企業集団を巡る当年度における事業の経過および成果】**

**（生命保険事業）**

ソニー生命は、中期経営計画（平成28～30年度）で掲げる「日本中のお客さまを一生涯お守りする」ことの実現を目指して、質の高いサービスの提供や、財務の健全性の向上を図ってまいりました。具体的には、ソニー生命の最大の強みであるコンサルティングに基づく死亡保障提供の強化に向けて、引き続き、ライフプランナー（営業社員）およびパートナー（募集代理店）におけるコンサルティング力を強化していく取り組みを進めました。また、お客さまの利便性および満足度の向上を図るべく、法人のお客さまに向けた商品やサービスの強化を図ったほか、生命保険信託の取り扱い開始、保険金・給付金の支払い期間短縮の実現、契約後の各種手続き（保全）のペーパーレス化などに取り組んでまいりました。

商品面では、国内の低金利環境を踏まえて、貯蓄性の高い保険商品の一部販売停止や保険料率改定を実施するとともに、米ドル建保険や定期保険を中心とする販売体制をとってまいりました。新商品では、平成28年５月に、特定障害状態と所定の要介護状態に備える保険として「低解約返戻金型平準定期保険（障害介護型）」および「無解約返戻金型平準定期保険（障害介護型）」を発売いたしました。団体保険分野では、平成28年10月に「無配当総合福祉団体定期保険」を発売いたしました。

また、国内事業の安定的な成長を引き続き実現していくとともに、中長期的な視点での成長を睨んだ海外での事業展開についても検討を進め、平成28年10月にオーストラリアの生命保険会社であるClearView Wealth Limitedへの出資を行い、平成29年１月に業務提携を行う契約を締結いたしました。

当年度の新契約高は、米ドル建保険および定期保険の販売は好調であったものの、変額保険の販売減少により、前年度比3.8％減の４兆9,575億円となりました。新契約年換算保険料は、定期保険および米ドル建保険の販売が好調であったものの、変額保険および一時払終身保険の販売減少により、前年度比8.1％減の781億円、うち第三分野は、前年度とほぼ同額の157億円となりました。保有契約高は前年度末比5.1％増の45兆3,341億円となりました。保有契約年換算保険料は前年度末比5.1％増の8,208億円、うち第三分野は、前年度末比4.3％増の1,874億円となりました。解約・失効率は、前年度比0.45ポイント低下し4.27％となりました。

単体ソルベンシー・マージン比率は、平成29年３月末時点で2,568.8％（前年度末2,722.8％）となりました。

なお、ライフプランナーは、ソニー損保の自動車保険およびソニー銀行の住宅ローンなどの当社グループ商品を取り扱っております。平成28年度の、ライフプランナーを経由した自動車保険の取り扱い状況はソニー損保における新規契約件数の４％、住宅ローンの取り扱い状況はソニー銀行における新規融資実行金額の20％を占めております。

※ 新契約高、新契約年換算保険料、保有契約高、保有契約年換算保険料、解約・失効率は、個人保険と個人年金保険の合計です。
解約・失効率は、契約高の減額または増額および復活を含めない解約・失効高を年度始の保有契約高で除した率です。

**（損害保険事業）**

ソニー損保は、ウェブサイトやコンタクトセンターを通じてお客さまに商品やサービスを直接提供するダイレクト型のビジネスモデルをベースに事業を展開しております。主な取り扱い商品は、充実した補償を“走る分だけ”の合理的な保険料で提供するリスク細分型の自動車保険、ガン保障に重点をおいた医療保険、ならびに実費保障タイプの定期型医療保険であり、お客さまとのダイレクトな関係を大切にしながら、商品やサービス品質の改善に継続的に取り組んでおります。

当年度の主な取り組みのうち、商品面では、自動車保険において、個人向けの新しいテレマティクス保険商品やサービスの開発に向け、ヤフー㈱と、カーナビの運転特性データを活用した共同研究を開始いたしました。また医療保険においては、入院治療費の自己負担分に応じて保険金を支払う実費保障タイプの定期型医療保険「ZiPPi〈ジッピ〉」の販売を新たに開始したほか、ガン保障に重点をおいた医療保険「SURE〈シュア〉」については、インターネットでの契約申込を可能とし、ガン通院を保障する特約を追加するなどの商品改定を行いました。

サービス面では、平成28年７月から、電話で自動車保険の見積りをされたお客さま向けに、見積結果をウェブサイトの専用ページで確認し、よりスムーズにお申込みいただけるサービスを開始するなど、CX（カスタマーエクスペリエンス）の向上に努めました。また、お客さまの事故対応を担う損害サービスにおいては、お客さまが安心してソニー損保に事故解決をお任せいただけるよう、スピーディかつ丁寧な対応を推進するなど、さまざまな品質向上に努め、第三者機関による事故解決サービスの顧客満足度調査において、２年連続で損害保険業界第１位となるなど、高い評価をいただきました。

営業面では、引き続きテレビCMやインターネット広告を積極的に展開いたしました。平成28年７月からは、自動車保険のイメージキャラクターとしてお笑いタレントのくりぃむしちゅーを、平成29年１月からは、定期型医療保険「ZiPPi〈ジッピ〉」のイメージキャラクターとして俳優の内田有紀さんを起用し、テレビCMを通じて、ソニー損保の商品・サービスの特長をお客さまに分かりやすくお伝えしています。

平成29年３月末の保有契約件数は、自動車保険と医療保険の合計で、前年度末比９万件増の189万件となりました。正味収入保険料は、主力の自動車保険を中心に増加し、前年度比4.9%増の1,002億円となりました。正味支払保険金は前年度比4.3%増の501億円となり、正味損害率は、前年度比0.3ポイント低下の57.5%となりました。正味事業費率は、新商品販売開始にともなう費用の増加に加え、システム関連費用の増加により前年度比1.2ポイント上昇の28.3%となり、正味損害率と正味事業費率を合わせたコンバインド・レシオは前年度比1.0ポイント上昇の85.8%となりました。

単体ソルベンシー・マージン比率は、平成29年３月末時点で730.8%（前年度末693.5%）となりました。

**（銀行事業）**

ソニー銀行は、お客さまにとってより使いやすい金融サービスを提供する銀行へと成長することに重点をおき、お客さまの多様な資産運用や資産取得ニーズにお応えするため、引き続き外貨預金を中心としたサービスの拡充や住宅資金ニーズへの積極的な対応に取り組むとともに、インターネット専業銀行としての利便性を向上させるため、決済機能の拡充を推進してまいりました。また、商品性強化等を適切に実施できるよう、リスク管理の一層の高度化にも取り組んでまいりました。

商品・サービス面では、平成28年１月より取り扱いを開始した11通貨対応のVisaデビット付きキャッシュカード「Sony Bank WALLET（ソニーバンク・ウォレット）」に関して、スマートフォンで簡単に円と外貨預金の残高や取引履歴などを確認できる「Sony Bank WALLETアプリ」を同年４月に導入いたしました。また、平成28年10月には、外貨預金をより積極的に運用できる選択肢として、投資対象の多彩な外貨建て新ファンドの販売を開始いたしました。さらに、平成28年11月に「Sony Bank WALLET」の外貨決済を15歳以上の未成年のお客さまにもご利用いただけるようサービスを拡張し、平成29年３月からは、㈱ソニー・インタラクティブエンタテインメントとの提携により「Sony Bank WALLET/ " PlayStation " 」デザインを発行し、PlayStation™Network/PlayStation®Storeの利用額２%を毎月現金でキャッシュバックするなど利用特典の拡充を図りました。住宅ローンについては、日銀のマイナス金利政策導入にともなう円金利低下を背景に大きく高まった借り換え需要に積極的にお応えしました。

利便性の観点では、平成29年１月より、これまで主に外貨預金をご利用のお客さまを中心に提供してきた外貨預金優遇制度を一新し、優遇特典の内容はそのままに、優遇ステージ獲得に積み立てを含む投資信託が大きく寄与するようにしたほか、優遇ステージのランクアップ条件に住宅ローンや外国為替証拠金取引を追加した、「優遇プログラム Club S（クラブエス）」を開始いたしました。これにより、より多くのお客さまに、「Sony Bank WALLET」キャッシュバック率や為替コストの優遇などの特典をご利用いただけるようになりました。

こうした取り組みの結果もあり、お客さまサービス対応においては第三者機関より高い評価をいただきました。

※「PlayStation」は㈱ソニー・インタラクティブエンタテインメントの登録商標です。

平成29年３月末の預金残高は、前年度末比1,894億円増の２兆1,129億円となりました。うち円預金の残高は、口座数増加にともなう新規資金の獲得と円安進行による外貨円転の影響などにより普通預金が増加し、前年度末比1,770億円増の１兆7,649億円となりました。また、外貨預金の残高は、円高から円安への移行局面で外貨が円転されたものの、前年度末比124億円増の3,480億円となりました。投資信託は前年度末比31億円増の1,141億円となりました。預金と投資信託を合計した預かり資産の残高は、前年度末比1,926億円増の２兆2,271億円となりました。貸出金残高は、借り換え需要の高まった住宅ローンの好調により、前年度末比1,954億円増の１兆5,396億円となりました。うち、住宅ローン残高は１兆4,524億円です。平成29年３月末の口座数は、平成28年１月にサービスを開始した「Sony Bank WALLET」の効果もあり、前年度末比11万件増の124万件となりました。

単体自己資本比率（国内基準）は、平成29年３月末時点で9.75％（前年度末9.89％）となりました。

※平成29年３月末より、単体自己資本比率（国内基準）を基礎的内部格付手法で算出しています。

**（当年度の当社グループの連結業績）**

当年度の連結経常収益は、生命保険事業、損害保険事業および銀行事業のすべての事業において増加した結果、前年度比1.4％増の１兆3,816億円となりました。連結経常利益は、生命保険事業および銀行事業において減少、損害保険事業において増加した結果、前年度比6.7％減の663億円となりました。また、経常利益に特別損益、契約者配当準備金繰入額、法人税等合計を加減した親会社株主に帰属する当期純利益は、経常利益が減少したことにより、前年度比4.0％減の416億円となりました。

各セグメントの業績については次のとおりです。

生命保険事業：

生命保険事業においては、一時払保険料の減少にともない保険料等収入が減少したものの、特別勘定における資産運用収益が増加したことにより、経常収益は前年度比1.1％増の１兆

2,439億円となりました。一方、経常利益は、ソニー生命で横ばいとなりましたが、関係会社損益が悪化したことにより、生命保険事業では、前年度比5.7％減の568億円となりました。ソニー生命では、変額保険の新契約の獲得の減少および市場環境の改善による最低保証に係る責任準備金繰入額の減少や保有契約の積上げによる増益要因がありました。一方、変額保険の最低保証に係る市場リスクヘッジを目的とするデリバティブ取引に係る損益の悪化や一般勘定における有価証券売却益の減少による減益要因があり、その結果、横ばいとなりました。

損害保険事業：

損害保険事業においては、主力の自動車保険を中心に正味収入保険料が増加したことなどにより、経常収益は前年度比5.6％増の1,023億円となりました。経常利益は、事業費が増加したものの、支払備金繰入額の減少や、保険引受収益および資産運用収益の増加などにより、前年度比6.8％増の50億円となりました。

銀行事業：

銀行事業においては、有価証券利息配当金が減少したものの、好調な住宅ローン残高の積上がりにともない貸出金利息が増加したことにより、経常収益は前年度比1.5％増の385億円となりました。経常利益は、金利が低水準で推移した影響に加え、住宅ローンの融資実行増加にともなう初期費用の増加や、顧客の外貨・投資信託取引の減少もあり、前年度比15.6％減の50億円となりました。

**【企業集団の対処すべき課題】**

平成29年度のわが国経済は、雇用・所得環境が引き続き改善し、経済の好循環が進展するなかで、総じて景気回復が見込まれております。一方で、欧州の政治動向や中東・北朝鮮を巡る地政学リスクの高まり、中国経済の失速懸念など、海外を中心としたさまざまな下振れリスク要因は引き続き注視していく必要があり、企業経営にとっては、先行き不透明な状況が継続することが予想されます。保険業界・銀行業界におきましては、このような経営環境にあっても安定的な金融サービスを適切に提供する役割を発揮することと、将来を見据えた成長戦略を確実に実現していくことの両立が求められております。

当社グループは、これまでも、「お客さまから最も信頼される金融サービスグループ」を目指し、コンプライアンス態勢、リスク管理態勢、反社会的勢力排除に向けた態勢、個人情報保護等の内部管理態勢の充実を図りつつ、さまざまな角度から個人向け金融サービスの理想を追求してまいりました。今後につきましても、以下の課題に積極的に取り組むことにより、「ビジョン」の実現と持続的な企業価値の拡大を目指すとともに、金融機関としての社会的役割と使命を強く認識し、持続可能な社会の実現に向け、すべてのステークホルダーへの責任を果たしてまいります。

①主要３事業の成長

ソニー生命、ソニー損保およびソニー銀行は、いずれも既存の業界他社と異なる独自性の高いビジネスモデルを実現することで差異化を図り、合理的かつ利便性の高い商品・サービスを個人のお客さまに提供してまいりました。今後も各社の優位性を強化することで成長を続け、それぞれの業界におけるプレゼンスを高めてまいります。また、フィンテックや人工知能といった新たな技術の活用についても積極的に取り組み、グループ各社において利便性の高いサービスの提供や業務の効率化を目指してまいります。

②グループシナジーの推進

当社グループは、金融の持つ多様な機能（貯める・増やす・借りる・守る等）を活かして、個人のお客さまに対する各社の商品販売に向けた連携を拡充できると認識しております。これまでも、ソニー生命のライフプランナーが、ソニー損保の自動車保険やソニー銀行の住宅ローンを販売する等のグループ内の連携を図っておりますが、今後も各事業間の連携を強化・拡大させることで、顧客開拓や業務運営の効率化を進めてまいります。

③直近参入分野の強化・新規事業分野への進出

介護サービスを通じて高齢者の尊厳を守り、一生涯にわたって安心して豊かに暮らせる社会の実現を目指して、平成25年11月に介護事業に参入し、平成26年４月に介護事業を統括する持株会社であるソニー・ライフケアを設立いたしました。同社は、平成27年５月に㈱ゆうあいホールディングス（介護付有料老人ホーム等の運営会社を傘下に持つ持株会社）への資本参加（発行済株式総数の14.5％取得）を実施し、その後約２年間にわたる事業基盤の強化に向けた取り組みにより、ゆうあいホールディングスグループとの関係強化を進めてまいりましたが、今後のさらなる事業拡大に向けて、㈱ゆうあいホールディングスを子会社化することを平成29年４月に発表いたしました。また、ソニー・ライフケアの100％子会社であるライフケアデザイン㈱は、平成28年４月にソニー・ライフケアグループ初の介護付有料老人ホームとなる「ソナーレ祖師ヶ谷大蔵」を、平成29年５月に２棟目となる「ソナーレ浦和」を開設いたしました。

引き続き、既存３事業と連携のある事業領域を中心に、お客さまのご期待に応える商品・サービスを継続的に拡充し、着実な業容拡大に努めてまいります。また、現在参入していない分野で、当社グループの「ビジョン」実現に資するものについては、積極的に進出を検討し、収益源の多様化および収益拡大を進めてまいります。

## （2）企業集団および当社の財産および損益の状況の推移

イ　企業集団の財産および損益の状況の推移

| | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度(当期) |
|---|---|---|---|---|
| | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 |
| 経常収益 | 1,320,456 | 1,352,325 | 1,362,044 | 1,381,667 |
| 経常利益 | 76,136 | 90,062 | 71,103 | 66,326 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 40,504 | 54,419 | 43,355 | 41,621 |
| 包括利益 | 44,794 | 90,707 | 71,105 | 21,433 |
| 純資産額 | 467,050 | 550,672 | 604,377 | 601,139 |
| 総資産 | 8,841,382 | 9,545,868 | 10,352,114 | 11,471,845 |

ロ　当社の財産および損益の状況の推移

| | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度(当期) |
|---|---|---|---|---|
| | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 |
| 営業収益 | 14,670 | 21,181 | 21,308 | 26,018 |
| 受取配当金 | 13,300 | 19,950 | 19,950 | 24,253 |
| 保険業を営む子会社等 | 13,300 | 19,950 | 19,950 | 22,294 |
| 銀行業を営む子会社等 | － | － | － | 1,959 |
| その他の子会社等 | － | － | － | － |
| 当期純利益 | 13,455 | 20,063 | 20,000 | 24,399 |
| 1株当たり当期純利益 | 30円93銭 | 46円12銭 | 45円98銭 | 56円09銭 |
| | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 |
| 総資産 | 250,284 | 257,291 | 259,933 | 250,498 |
| 保険業を営む子会社株式等 | 155,881 | 155,881 | 155,881 | 155,881 |
| 銀行業を営む子会社株式等 | 62,821 | 62,821 | 62,821 | 62,821 |
| その他の子会社株式等 | 1,058 | 2,059 | 3,559 | 4,059 |

### （3）企業集団の主要な事務所の状況

【当社】

| 会社名 | 事務所名 | 所在地 | 設置年月日 |
|---|---|---|---|
| 当　　社 | 本社 | 東京都千代田区大手町一丁目９番２号 | 平成16年４月１日 |

【子会社等】

| 会社名 | 事務所名 | 所在地 | 設置年月日 |
|---|---|---|---|
| ソニー生命保険㈱ | 本社 | 東京都千代田区大手町一丁目９番２号 | 昭和54年８月10日 |
| ソニー損害保険㈱ | 本社 | 東京都大田区蒲田五丁目37番１号 | 平成10年６月10日 |
| ソニー銀行㈱ | 本社 | 東京都千代田区神田錦町三丁目26番地 | 平成13年４月２日 |

（注）１．子会社等のうち主要３社を記載しております。
２．会社設立の日を設置年月日として記載しております。

### （4）企業集団の使用人の状況

【当社】

| | 前期末 | 当期末 | 当期増減（△） | 当期末現在 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 平均年齢 | 平均勤続年数 | 平均給与月額 |
| 当　　社 | 62名 | 74名 | 12名 | 44.0歳 | 2.9年 | 554千円 |

（注）１．使用人数は、就業人数（社外から当社への出向者を含みます）であり、当社から子会社への出向者（12名）、および臨時雇用者（パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員を含みます）を含んでおりません。
２．平均給与月額は、平成29年３月の平均給与月額（時間外手当を含みます）であり、賞与は含んでおりません。当社と子会社との兼務者の給与については当社負担分のみを算入しております。
３．平均勤続年数は、当社における勤続年数を記載しており、出向者については出向元の会社における勤続年数を通算しておりません。
４．平均年齢および平均勤続年数は、小数第２位以下を切り捨てて小数第１位までを表示しております。

【連結会社】

| | 前期末 | 当期末 | 当期増減（△） |
|---|---|---|---|
| 生命保険事業 | 7,280名 | 7,861名 | 581名 |
| 損害保険事業 | 1,177名 | 1,201名 | 24名 |
| 銀行事業 | 532名 | 573名 | 41名 |
| その他 | 40名 | 104名 | 64名 |
| 合計 | 9,029名 | 9,739名 | 710名 |

（注）１．生命保険事業にはソニー生命、損害保険事業にはソニー損保、銀行事業にはソニー銀行、ソニーペイメントサービス㈱およびSmartLink Network Hong Kong Limitedが含まれております。
２．当期末のその他には、当社（社外から当社への出向者を除きます）に加え、ソニー・ライフケア㈱およびライフケアデザイン㈱が含まれております。

### （5）企業集団の主要な借入先の状況

| | 会社名 | 借入先 | 借入金残高 |
|---|---|---|---|
| 銀行事業 | ソニー銀行㈱ | ソニーフィナンシャルホールディングス㈱ | 13,000百万円 |

（注）当社は、平成25年１月にソニーフィナンシャルホールディングス株式会社第２回無担保社債（担保提供制限条項付、発行総額10,000百万円）を発行し、ソニー銀行への貸付金（劣後特約付）に充当しております。

### （6）企業集団の資金調達の状況

該当事項はありません。

### （7）企業集団の設備投資の状況

イ　設備投資の総額

| | 金額 |
|---|---|
| 生命保険事業 | 9,607百万円 |
| 損害保険事業 | 3,500百万円 |
| 銀行事業 | 2,451百万円 |
| その他 | 316百万円 |
| 合計 | 15,875百万円 |

（注）生命保険事業にはソニー生命、損害保険事業にはソニー損保、銀行事業にはソニー銀行およびソニーペイメントサービス㈱が含まれております。

ロ　重要な設備の新設等

上記イの設備投資の主なものは、以下のとおりとなっております。

| | 内容 | 金額 |
|---|---|---|
| 生命保険事業 | ソフトウェア開発 | 5,054百万円 |
| 損害保険事業 | ソフトウェア開発 | 1,875百万円 |
| 銀行事業 | ソフトウェア開発 | 1,560百万円 |

（注）生命保険事業にはソニー生命、損害保険事業にはソニー損保、銀行事業にはソニー銀行およびソニーペイメントサービス㈱が含まれております。

## （8）重要な親会社および子会社等の状況

イ　親会社の状況

| 会社名 | 所在地 | 主要な事業内容 | 設立年月日 | 資本金 | 親会社が有する当社の議決権比率 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ソニー㈱ | 東京都港区 | 電気・電子機械器具の製造、販売 | 昭和21年5月7日 | 860,645百万円 | 63.0% | 商号・商標使用許諾契約の締結、出向者の受入等 |

ロ　親会社との間の取引に関する事項

当社は、ソニー㈱との間で出向に関する契約書および覚書を取り交わしており、当該契約および覚書に基づき、ソニー㈱から従業員として受け入れている出向者に係る人件費相当額をソニー㈱に対して支払っております。当該取引をするにあたっては、当該取引の必要性、および当該取引の条件が第三者との通常の取引の条件と著しく相違しないことを確認しており、当社取締役会としては当該取引は当社の利益を害さないものと判断しております。

ハ　子会社等の状況

【連結子会社】

| 会社名 | 所在地 | 主要な事業内容 | 設立年月日 | 資本金 | 当社が有する子会社等の議決権比率 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ソニー生命保険㈱ | 東京都千代田区 | 生命保険業 | 昭和54年8月10日 | 70,000百万円 | 100.0% | － |
| ソニー損害保険㈱ | 東京都大田区 | 損害保険業 | 平成10年6月10日 | 20,000百万円 | 100.0% | － |
| ソニー銀行㈱ | 東京都千代田区 | 銀行業 | 平成13年4月2日 | 31,000百万円 | 100.0% | － |
| ソニーペイメントサービス㈱ | 東京都港区 | クレジットカード決済事業 | 平成18年9月1日 | 488百万円 | 57.0%（57.0%） | － |
| SmartLink Network Hong Kong Limited | 中華人民共和国香港特別行政区 | クレジットカード決済事業 | 平成25年2月27日 | 13百万円 | 57.0%（57.0%） | － |
| ソニー・ライフケア㈱ | 東京都渋谷区 | 介護事業を行う会社の経営管理 | 平成26年4月1日 | 1,010百万円 | 100.0% | － |
| ライフケアデザイン㈱ | 東京都渋谷区 | 有料老人ホームの企画・開発・運営 | 平成11年10月5日 | 845百万円 | 100.0%（100.0%） | － |

（注）「当社が有する子会社等の議決権比率」の（　）は、間接所有割合で内数であります。

【持分法適用会社】

| 会社名 | 所在地 | 主要な事業内容 | 設立年月日 | 資本金 | 当社が有する子会社等の議決権比率 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ソニーライフ・エイゴン生命保険㈱ | 東京都渋谷区 | 生命保険業 | 平成19年8月29日 | 15,000百万円 | 50.0%（50.0%） | ― |
| SA Reinsurance Ltd. | 英国領バミューダ | 再保険業 | 平成21年10月29日 | 15,900百万円 | 50.0%（50.0%） | ― |

（注）「当社が有する子会社等の議決権比率」の（ ）は、間接所有割合で内数であります。

ニ　当年度末日における特定完全子会社の状況

| 会社名 | 所在地 | 当年度末における特定完全子会社の株式の帳簿価額 | 当社の総資産額 |
|---|---|---|---|
| ソニー生命保険㈱ | 東京都千代田区大手町一丁目９番２号 | 115,881百万円 | 250,498百万円 |
| ソニー銀行㈱ | 東京都千代田区神田錦町三丁目26番地 | 62,821百万円 | |

### （9）企業集団の事業の譲渡・譲受け等の状況

【当社】

該当事項はありません。

【子会社等】

該当事項はありません。

### （10）その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2．会社役員に関する事項

### （1）会社役員の状況

**取締役および監査役**

（平成29年３月31日現在）

| 氏名 | 地位および担当 | 重要な兼職 | その他 |
|---|---|---|---|
| 井　原　勝　美 | 取締役会長 | ソニー生命保険㈱ 取締役会長 | － |
| 石　井　　茂 | 代表取締役社長<br>監査部担当 | ソニー生命保険㈱ 取締役<br>ソニー損害保険㈱ 取締役<br>ソニー銀行㈱ 取締役 | － |
| 住　本　雄一郎 | 専務取締役<br>総合リスク管理部、コンプライアンス部、人事部、総務部、経理部担当 | ソニー生命保険㈱ 取締役<br>ソニー損害保険㈱ 取締役<br>ソニー銀行㈱ 取締役 | － |
| 清　宮　裕　晶 | 常務取締役<br>広報・ＩＲ部担当 | ソニー生命保険㈱ 取締役 執行役員常務<br>ソニー損害保険㈱ 取締役<br>ソニー銀行㈱ 取締役<br>ソニー・ライフケア㈱ 取締役 | － |
| 萩　本　友　男 | 取締役 | ソニー生命保険㈱ 代表取締役社長 | － |
| 伊　藤　　裕 | 取締役 | ソニー銀行㈱ 代表取締役社長 | － |
| 丹　羽　淳　雄 | 取締役 | ソニー損害保険㈱ 代表取締役社長 | － |
| 神　戸　司　郎 | 取締役 | ソニー㈱ 執行役 EVP | － |
| 山　本　　功 | 取締役（社外役員） | 起業投資㈱ 代表取締役<br>ビルコム㈱ 取締役 | ㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員です。 |
| 国　谷　史　朗 | 取締役（社外役員） | 弁護士法人大江橋法律事務所 代表社員 | ㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員です。 |
| 早　瀬　保　行 | 常勤監査役（社外役員） | ソニー生命保険㈱ 監査役<br>ソニー損害保険㈱ 監査役<br>ソニー銀行㈱ 監査役 | － |
| 牧　山　嘉　道 | 監査役（社外役員） | 北村・牧山法律事務所 パートナー | － |
| 是　永　浩　利 | 監査役 | ソニーコーポレートサービス㈱<br>執行役員 グローバル経理センター<br>センター長 | ソニーコーポレートサービス㈱において経理業務に従事しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。 |

（注）１．「EVP」はエグゼクティブ・バイス・プレジデントの略です。
２．当年度末後の平成29年５月に、早瀬 保行氏および牧山 嘉道氏を㈱東京証券取引所が定める独立役員として届け出ております。

**当年度中に辞任した監査役**

| 氏名 | 地位および担当 | 重要な兼職 | その他 |
|---|---|---|---|
| 小　泉　光　廣 | 監査役 | ソニー生命保険㈱ 常勤監査役 | 平成28年６月24日辞任 |

（注）地位および担当、重要な兼職は辞任時点のものであります。

### （2）会社役員に対する報酬等

| 区分 | 支給人数 | 報酬等（うち報酬以外の金額） |
|---|---|---|
| 取締役 | 6名 | 268百万円（ 8百万円） |
| 監査役 | 2名 | 30百万円（ 0百万円） |
| 合計 | 8名 | 299百万円（ 9百万円） |

（注）1．当社は、平成28年6月23日開催の第12回定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止しております。「報酬以外の金額」は、当年度の4月から6月までに係る退職慰労金の引当金であります。

2．取締役および監査役に対する株主総会で定められた報酬限度額は以下のとおりであります。ただし、「報酬以外の金額」はこの報酬限度額に含まれておりません。

| 区分 | 株主総会で定められた報酬限度額 |
|---|---|
| 取締役 | 年額 500百万円<br>（このうち、業務執行取締役の株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬限度額は200百万円） |
| 監査役 | 年額 40百万円 |
| 合計 | 年額 540百万円 |

### （3）会社役員の報酬等の額またはその算定方法の決定方針

当社は平成27年11月に制定した「コーポレートガバナンス基本方針」において、業務執行取締役の役員報酬については、グループ全体の業績向上に対するインセンティブを有効に機能させることを目的に、固定報酬および中長期・短期の業績に連動した報酬のバランスを勘案して決定することとしています。この方針のもと、従来の役員退職慰労金制度を廃止し、同時に、株主の皆さまと株価変動によるメリットとリスクを共有し、持続的なグループの企業価値向上への貢献意欲を高めることを目的として、当社の業務執行取締役を対象とした株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）を導入することを、平成28年6月23日開催の第12回定時株主総会においてご承認いただきました。今般、当社の業務執行取締役に当社グループの企業価値の持続的な向上を図る中長期インセンティブを更に与えるとともに、当社の業務執行取締役と株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的として、当社の業務執行取締役に対し、譲渡制限付株式を割り当てる報酬制度を導入することを、平成29年6月21日開催予定の第13回定時株主総会に付議いたします。

なお、当社の役員報酬に係る方針につきましては以下のとおりであります。

**取締役会の決議により定められた業務執行取締役および社外取締役の報酬等の内容の決定に関する方針、および監査役会の決議により定められた監査役報酬等の内容の決定に関する方針**

業務執行取締役および社外取締役の個人別報酬等については、取締役会からの諮問を受けた報酬等諮問委員会で審議を行い、その答申を受けて取締役会が決定いたします。また、監査役の個人別報酬等については、監査役の協議により決定いたします。なお、社外取締役を除き、業務執行を行わない取締役に対しては、原則として報酬を支給しないものとしております。

①業務執行取締役

業務執行を担う優秀な人材を確保することとともに、当社グループ全体の業績および企業価値向上に対するインセンティブとして有効に機能させることを目的として、固定部分、業績連動部分、中長期インセンティブ部分のバランスを勘案し決定することを基本方針としております。

ア）報酬について

・役位に応じた固定部分、当社グループ全体の各年度の業績および職務に応じた業績連動部分、株式報酬型ストック・オプションによる中長期インセンティブ部分で構成しております。
・業績連動部分は当社グループ全体の経営目標の達成状況と職務の遂行状況等により基準額に対して0%から200%の範囲で変動いたします。
・株式報酬型ストック・オプションは、年額報酬の20%相当を目安に支給いたします。

イ）水準について

・優秀な経営人材を確保するために、相応しい報酬水準といたします。具体的決定にあたっては第三者による企業経営者の報酬に関する調査結果等を勘案いたします。

②社外取締役

社外取締役の主な職務は、業務執行取締役による職務執行の監督および監視をもって経営の透明性・客観性を高めることにあることから、社外取締役に対する報酬は優秀な人材を確保することとともに、その監督・監視機能を有効に機能させることを主眼に固定報酬として決定することを基本方針としております。

ア）報酬について

・役割に応じた固定額としております。

イ）水準について

・優秀な経営人材を確保するために、相応しい報酬水準といたします。具体的決定にあたっては第三者による企業経営者の報酬に関する調査結果等を勘案いたします。

③監査役

監査役の主な職務は、業務監査および会計監査を行うことで会社経営の透明性・客観性を確保することにあることから、報酬は優秀な人材を確保することとともに、その監査機能を有効に機能させることを主眼に固定報酬として決定することを基本方針としております。

ア）報酬について

・常勤監査役・非常勤監査役の役割に応じた固定額としております。

イ）水準について

・優秀な人材を確保するために、相応しい報酬水準といたします。具体的決定にあたっては第三者による監査役の報酬に関する調査結果等を勘案し、監査役の協議により決定いたします。

### （4）責任限定契約

| 氏名 | 責任限定契約の内容の概要 |
|---|---|
| 山本　功<br>（社外取締役） | 当社は、左記の各氏との間で、会社法第427条第１項に基づき、損害賠償責任の限度額を法令で定める額とする責任限定契約を締結しております。 |
| 国谷史朗<br>（社外取締役） | |
| 早瀬保行<br>（社外監査役） | |
| 牧山嘉道<br>（社外監査役） | |

## 3．社外役員に関する事項

### （1）社外役員の兼職その他の状況

（平成29年３月31日現在）

| 氏名 | 兼職その他の状況 |
|---|---|
| 山本　功<br>（社外取締役） | 起業投資㈱（代表取締役）<br>ビルコム㈱（社外取締役） |
| 国谷史朗<br>（社外取締役） | 弁護士法人大江橋法律事務所（代表社員）<br>㈱ネクソン（社外取締役）<br>㈱荏原製作所（社外取締役）<br>武田薬品工業㈱（社外取締役） |
| 早瀬保行<br>（社外監査役） | ソニー生命保険㈱（監査役）<br>ソニー損害保険㈱（監査役）<br>ソニー銀行㈱（監査役） |
| 牧山嘉道<br>（社外監査役） | 北村・牧山法律事務所（パートナー） |

（注）１．当社と、起業投資㈱、ビルコム㈱、弁護士法人大江橋法律事務所、㈱ネクソン、㈱荏原製作所、武田薬品工業㈱および北村・牧山法律事務所との間に特別の関係はありません。
２．ソニー生命保険㈱、ソニー損害保険㈱およびソニー銀行㈱は、当社の子会社であります。

### （2）社外役員の主な活動状況

| 氏名 | 在任期間 | 取締役会・監査役会への出席状況 | 取締役会・監査役会における発言その他の活動状況 |
|---|---|---|---|
| 山本　功<br>（社外取締役） | 平成23年６月から現在まで<br>（平成28年６月再任） | 【取締役会】<br>当年度に開催した14回すべてに出席 | 長年にわたる証券アナリスト業務および財務・M&Aのアドバイザリー業務の経験に基づき、質問・提言等を適宜行うことなどにより、監督機能を果たしております。 |
| 国谷史朗<br>（社外取締役） | 平成25年６月から現在まで<br>（平成28年６月再任） | 【取締役会】<br>当年度に開催した14回のうち11回に出席 | 長年にわたる弁護士としての経験に基づき、主に企業法務に関する専門的見地から、質問・提言等を適宜行うことなどにより、監督機能を果たしております。 |
| 早瀬保行<br>（社外監査役） | 平成27年６月から現在まで<br>（平成27年６月就任） | 【取締役会】<br>当年度に開催した14回すべてに出席<br>【監査役会】<br>当年度に開催した13回すべてに出席 | 金融機関での長年にわたる業務経験に基づき、質問・提言等を適宜行うことなどにより、監査機能を果たしております。 |
| 牧山嘉道<br>（社外監査役） | 平成27年６月から現在まで<br>（平成27年６月就任） | 【取締役会】<br>当年度に開催した14回すべてに出席<br>【監査役会】<br>当年度に開催した13回すべてに出席 | 情報セキュリティやコンプライアンスなど多くの分野に関する高い見識と、弁護士・弁理士としての国内外における幅広い業務経験に基づき、質問・提言等を適宜行うことなどにより、監査機能を果たしております。 |

### （3）社外役員に対する報酬等

| | 支給人数 | 当社からの報酬等<br>（うち報酬以外の金額） | 当社の親会社等からの報酬等 |
|---|---|---|---|
| 報酬等合計 | ４名 | 50百万円（0百万円） | － |

（注）当社は、平成28年６月23日開催の第12回定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止しております。「報酬以外の金額」は、当年度の４月から６月までに係る退職慰労金の引当金であります。

### （4）社外役員の意見

該当事項はありません。

## 4．株式に関する事項

### （1）株式数

| | |
|---|---|
| 発行可能株式総数 | 1,600,000,000株 |
| 発行済株式の総数 | 435,000,000株 |

### （2）当年度末株主数　19,774名

### （3）大株主

| 株主の氏名または名称 | 当社への出資状況 | |
|---|---|---|
| | 持株数等 | 持株比率 |
| | 株 | % |
| ソニー株式会社 | 274,050,000 | 63.01 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口） | 13,637,337 | 3.14 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） | 11,376,700 | 2.62 |
| STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY | 7,946,518 | 1.83 |
| 資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口） | 4,267,600 | 0.98 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5） | 3,473,100 | 0.80 |
| BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO) | 2,784,500 | 0.64 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9） | 2,715,800 | 0.62 |
| 資産管理サービス信託銀行株式会社（投信受入担保口） | 2,698,105 | 0.62 |
| THE BANK OF NEW YORK 133972 | 2,624,200 | 0.60 |

（注）持株比率は自己株式（52,975株）を控除して計算しております。

## 5．新株予約権等に関する事項

### 新株予約権の内容の概要

| 名称 | 新株予約権数 | 目的となる株式の種類および数 | 新株予約権1個当たりの発行価額 | 株式1株当たりの行使価額 | 行使期間 |
|---|---|---|---|---|---|
| 第1回新株予約権 | 529個 | 普通株式 52,900株 | 123,600円 | 1円 | 平成28年8月9日から平成58年8月8日まで |

### （1）当年度末日において当社の会社役員が有している当社の新株予約権等

| 名称 | 保有者数 | | | 新株予約権数 | 目的となる株式の種類および数 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 取締役（社外役員を除く） | 社外取締役 | 監査役 | | |
| 第1回新株予約権 | 4名 | － | － | 529個 | 普通株式 52,900株 |

### （2）当年度中に使用人等に交付した当社の新株予約権等

該当事項はありません。

## 6．会計監査人に関する事項

### （1）会計監査人の状況

| 氏名または名称 | 当該事業年度に係る報酬等 | その他 |
|---|---|---|
| PwCあらた有限責任監査法人<br>指定有限責任社員 佐々木 貴司<br>指定有限責任社員 小林 尚明 | 26百万円<br>うち会計監査人としての報酬等の額<br>26百万円 | 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積もりの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。 |

（注）1．PwCあらた監査法人は、平成28年７月１日より、法人名称をPwCあらた有限責任監査法人に変更しております。
2．当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査の報酬等の額と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を明確に区分していないため、上表の「うち会計監査人としての報酬等の額」にはこれらの合計額を記載しております。
3．当社および子法人等が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は240百万円であります。

### （2）責任限定契約

該当事項はありません。

### （3）会計監査人に関するその他の事項

イ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、以下のとおり、会計監査人の解任または不再任の決定の方針を定めております。

会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社においては、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任する方針です。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適切性等を害する事由等の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合は、監査役の過半数をもって行う監査役会の決議を経て、会計監査人の解任または不再任に関する株主総会議案の内容を決定いたします。

ロ 当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人が、当社の重要な子法人等の計算関係書類の監査をしているときは、その事実

該当事項はありません。

## 7．財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

## 8．会計参与に関する事項

該当事項はありません。

## 9．その他

該当事項はありません。

# 連結貸借対照表

（平成29年３月31日現在）

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| **（資産の部）** | | **（負債の部）** | |
| 現金及び預貯金 | 206,481 | 保険契約準備金 | 8,113,153 |
| コールローン及び買入手形 | 61,900 | 支払備金 | 71,306 |
| 買入金銭債権 | 573 | 責任準備金 | 8,036,118 |
| 金銭の信託 | 296,877 | 契約者配当準備金 | 5,729 |
| 有価証券 | 8,857,436 | 代理店借 | 2,616 |
| 貸出金 | 1,720,004 | 再保険借 | 3,737 |
| 有形固定資産 | 123,614 | 預金 | 2,071,091 |
| 土地 | 83,007 | コールマネー及び売渡手形 | 70,000 |
| 建物 | 34,964 | 借用金 | 90,000 |
| リース資産 | 715 | 外国為替 | 108 |
| 建設仮勘定 | 132 | 社債 | 10,000 |
| その他の有形固定資産 | 4,794 | その他負債 | 427,866 |
| 無形固定資産 | 30,776 | 賞与引当金 | 3,694 |
| ソフトウェア | 30,146 | 役員退職慰労引当金 | 366 |
| のれん | 49 | 退職給付に係る負債 | 31,399 |
| その他の無形固定資産 | 579 | 価格変動準備金 | 46,182 |
| 代理店貸 | 0 | 再評価に係る繰延税金負債 | 488 |
| 再保険貸 | 1,438 | **負債の部合計** | **10,870,705** |
| 外国為替 | 7,268 | **（純資産の部）** | |
| その他資産 | 148,650 | 資本金 | 19,900 |
| 退職給付に係る資産 | 2,752 | 資本剰余金 | 195,277 |
| 繰延税金資産 | 15,313 | 利益剰余金 | 255,062 |
| 貸倒引当金 | △1,243 | 自己株式 | △81 |
| | | 株主資本合計 | 470,157 |
| | | その他有価証券評価差額金 | 134,849 |
| | | 繰延ヘッジ損益 | △1,154 |
| | | 土地再評価差額金 | △1,465 |
| | | 退職給付に係る調整累計額 | △2,756 |
| | | その他の包括利益累計額合計 | 129,472 |
| | | 新株予約権 | 49 |
| | | 非支配株主持分 | 1,460 |
| | | **純資産の部合計** | **601,139** |
| **資産の部合計** | **11,471,845** | **負債及び純資産の部合計** | **11,471,845** |

# 連結損益計算書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 |
|---|---|
| **経常収益** | **1,381,667** |
| **生命保険事業** | **1,240,764** |
| 保険料等収入 | 955,252 |
| 保険料 | 952,547 |
| 再保険収入 | 2,704 |
| 資産運用収益 | 244,839 |
| 利息及び配当金等収入 | 147,785 |
| 金銭の信託運用益 | 4,493 |
| 売買目的有価証券運用益 | 152 |
| 有価証券売却益 | 1,308 |
| 為替差益 | 14,670 |
| その他運用収益 | 5 |
| 特別勘定資産運用益 | 76,423 |
| その他経常収益 | 40,672 |
| **損害保険事業** | **102,337** |
| 保険引受収益 | 100,329 |
| 正味収入保険料 | 100,274 |
| 積立保険料等運用益 | 55 |
| 資産運用収益 | 1,957 |
| 利息及び配当金収入 | 1,327 |
| 有価証券売却益 | 685 |
| 有価証券償還益 | 0 |
| 積立保険料等運用益振替 | △55 |
| その他経常収益 | 49 |
| **銀行事業** | **38,318** |
| 資金運用収益 | 26,534 |
| 貸出金利息 | 16,065 |
| 有価証券利息配当金 | 10,394 |
| 預け金利息 | 63 |
| 金利スワップ受入利息 | 8 |
| その他の受入利息 | 1 |
| 役務取引等収益 | 6,673 |
| その他業務収益 | 4,871 |
| 外国為替売買益 | 4,431 |
| その他の業務収益 | 439 |
| その他経常収益 | 238 |
| **その他** | **247** |
| その他経常収益 | 247 |
| **経常費用** | **1,315,341** |
| **生命保険事業** | **1,186,465** |
| 保険金等支払金 | 372,407 |
| 保険金 | 84,178 |
| 年金 | 12,019 |
| 給付金 | 98,252 |
| 解約返戻金 | 168,409 |
| その他返戻金 | 3,122 |
| 再保険料 | 6,423 |
| 責任準備金等繰入額 | 596,742 |
| 支払備金繰入額 | 3,330 |
| 責任準備金繰入額 | 593,411 |
| 契約者配当金積立利息繰入額 | 0 |
| 資産運用費用 | 35,937 |
| 支払利息 | 44 |
| 有価証券償還損 | 53 |
| 金融派生商品費用 | 30,050 |
| 賃貸用不動産等減価償却費 | 1,779 |
| その他運用費用 | 4,008 |
| 事業費 | 136,645 |
| その他経常費用 | 44,733 |

| 科目 | 金額 |
|---|---|
| **損害保険事業** | **96,639** |
| 保険引受費用 | 70,094 |
| 正味支払保険金 | 50,181 |
| 損害調査費 | 7,458 |
| 諸手数料及び集金費 | 1,187 |
| 支払備金繰入額 | 798 |
| 責任準備金繰入額 | 10,469 |
| 資産運用費用 | 3 |
| 有価証券売却損 | 0 |
| その他運用費用 | 3 |
| 営業費及び一般管理費 | 26,520 |
| その他経常費用 | 19 |
| **銀行事業** | **31,274** |
| 資金調達費用 | 8,554 |
| 預金利息 | 5,104 |
| コールマネー利息及び売渡手形利息 | △17 |
| 借用金利息 | 19 |
| 社債利息 | 74 |
| 金利スワップ支払利息 | 3,372 |
| その他の支払利息 | 0 |
| 役務取引等費用 | 3,648 |
| その他業務費用 | 86 |
| 営業経費 | 18,843 |
| その他経常費用 | 142 |
| **その他** | **962** |
| その他経常費用 | 962 |
| **経常利益** | **66,326** |
| **特別損失** | **2,032** |
| 固定資産等処分損 | 134 |
| 減損損失 | 118 |
| 価格変動準備金繰入額 | 1,772 |
| その他特別損失 | 7 |
| 契約者配当準備金繰入額 | 4,153 |
| **税金等調整前当期純利益** | **60,140** |
| 法人税及び住民税等 | 23,129 |
| 法人税等調整額 | △4,724 |
| **法人税等合計** | **18,405** |
| **当期純利益** | **41,734** |
| **非支配株主に帰属する当期純利益** | **113** |
| **親会社株主に帰属する当期純利益** | **41,621** |

# 連結株主資本等変動計算書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位：百万円）

| | 株主資本 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 当期首残高 | 19,900 | 195,277 | 238,079 | △0 | 453,256 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | － | － | 105 | － | 105 |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高 | 19,900 | 195,277 | 238,185 | △0 | 453,362 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | － | － | △23,924 | － | △23,924 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | － | － | 41,621 | － | 41,621 |
| 連結範囲の変動 | － | － | △818 | － | △818 |
| 自己株式の取得 | － | － | － | △81 | △81 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | － | － | － | － | － |
| 当期変動額合計 | － | － | 16,877 | △81 | 16,795 |
| 当期末残高 | 19,900 | 195,277 | 255,062 | △81 | 470,157 |

| | その他の包括利益累計額 | | | | | 新株予約権 | 非支配株主持分 | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | その他有価証券評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 土地再評価差額金 | 退職給付に係る調整累計額 | その他の包括利益累計額合計 | | | |
| 当期首残高 | 157,364 | △2,347 | △1,465 | △3,760 | 149,791 | － | 1,329 | 604,377 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | － | － | － | － | － | － | － | 105 |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高 | 157,364 | △2,347 | △1,465 | △3,760 | 149,791 | － | 1,329 | 604,482 |
| 当期変動額 | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | － | － | － | － | － | － | － | △23,924 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | － | － | － | － | － | － | － | 41,621 |
| 連結範囲の変動 | － | － | － | － | － | － | － | △818 |
| 自己株式の取得 | － | － | － | － | － | － | － | △81 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | △22,515 | 1,192 | － | 1,003 | △20,319 | 49 | 131 | △20,138 |
| 当期変動額合計 | △22,515 | 1,192 | － | 1,003 | △20,319 | 49 | 131 | △3,343 |
| 当期末残高 | 134,849 | △1,154 | △1,465 | △2,756 | 129,472 | 49 | 1,460 | 601,139 |

# 貸借対照表

（平成29年３月31日現在）

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| **（資産の部）** | | **（負債の部）** | |
| **流動資産** | **16,483** | **流動負債** | **10,313** |
| 現金及び預金 | 7,904 | １年以内償還予定の社債 | 10,000 |
| 繰延税金資産 | 32 | 未払費用 | 151 |
| 未収入金 | 595 | 未払法人税等 | 17 |
| 未収還付法人税等 | 4,910 | 未払配当金 | 15 |
| 関係会社短期貸付金 | 3,000 | 賞与引当金 | 95 |
| その他 | 39 | その他 | 34 |
| **固定資産** | **234,015** | **固定負債** | **291** |
| **有形固定資産** | **288** | 退職給付引当金 | 109 |
| 建物 | 219 | 役員退職慰労引当金 | 153 |
| 工具器具備品 | 68 | 資産除去債務 | 28 |
| **無形固定資産** | **15** | **負債の部合計** | **10,605** |
| 特許権 | 4 | **（純資産の部）** | |
| ソフトウェア | 9 | **株主資本** | **239,839** |
| その他 | 1 | **資本金** | **19,900** |
| **投資その他の資産** | **233,711** | **資本剰余金** | **195,277** |
| 投資有価証券 | 716 | 資本準備金 | 195,277 |
| 関係会社株式 | 222,762 | **利益剰余金** | **24,744** |
| 関係会社長期貸付金 | 10,000 | その他利益剰余金 | 24,744 |
| 繰延税金資産 | 96 | 繰越利益剰余金 | 24,744 |
| その他 | 135 | **自己株式** | **△81** |
| | | **評価・換算差額等** | **4** |
| | | その他有価証券評価差額金 | 4 |
| | | **新株予約権** | **49** |
| | | **純資産の部合計** | **239,893** |
| **資産の部合計** | **250,498** | **負債・純資産の部合計** | **250,498** |

# 損益計算書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 |
|---|---|
| **営業収益** | **26,018** |
| 関係会社受入手数料 | 1,765 |
| 関係会社受取配当金 | 24,253 |
| **営業費用** | **1,681** |
| 販売費及び一般管理費 | 1,681 |
| **営業利益** | **24,337** |
| **営業外収益** | **240** |
| 受取利息 | 192 |
| 雑収入 | 47 |
| **営業外費用** | **115** |
| 社債利息 | 74 |
| 投資事業組合運用損 | 40 |
| その他 | 0 |
| **経常利益** | **24,461** |
| **特別損失** | **4** |
| 固定資産除却損 | 4 |
| **税引前当期純利益** | **24,457** |
| 法人税、住民税及び事業税 | 54 |
| 法人税等調整額 | 3 |
| **法人税等合計** | **57** |
| **当期純利益** | **24,399** |

# 株主資本等変動計算書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位：百万円）

| | 株主資本 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | 自己株式 | 株主資本合計 |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金合計 | その他利益剰余金<br>繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計 | | |
| 当期首残高 | 19,900 | 195,277 | 195,277 | 24,269 | 24,269 | △0 | 239,446 |
| 当期変動額 | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | － | － | － | △23,924 | △23,924 | － | △23,924 |
| 当期純利益 | － | － | － | 24,399 | 24,399 | － | 24,399 |
| 自己株式の取得 | － | － | － | － | － | △81 | △81 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | － | － | － | － | － | － | － |
| 当期変動額合計 | － | － | － | 474 | 474 | △81 | 392 |
| 当期末残高 | 19,900 | 195,277 | 195,277 | 24,744 | 24,744 | △81 | 239,839 |

| | 評価・換算差額等 | | 新株予約権 | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|
| | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 | | |
| 当期首残高 | － | － | － | 239,446 |
| 当期変動額 | | | | |
| 剰余金の配当 | － | － | － | △23,924 |
| 当期純利益 | － | － | － | 24,399 |
| 自己株式の取得 | － | － | － | △81 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 4 | 4 | 49 | 53 |
| 当期変動額合計 | 4 | 4 | 49 | 446 |
| 当期末残高 | 4 | 4 | 49 | 239,893 |

## 連結計算書類に係る会計監査報告書謄本

### 独立監査人の監査報告書

平成29年５月24日

ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社
　取締役会　御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　佐々木　貴　司　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　小　林　尚　明　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社の平成28年４月１日から平成29年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

## 計算書類に係る会計監査報告書謄本

### 独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

平成29年５月24日

ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社

取締役会　御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　佐々木　貴　司　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　小　林　尚　明　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社の平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

## 監査役会の監査報告書謄本

# 監　査　報　告　書

当監査役会は、平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第13期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（１）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第５号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年５月29日

ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社　監査役会

常勤監査役　早瀬保行 ㊞

監査役　是永浩利 ㊞

監査役　牧山嘉道 ㊞

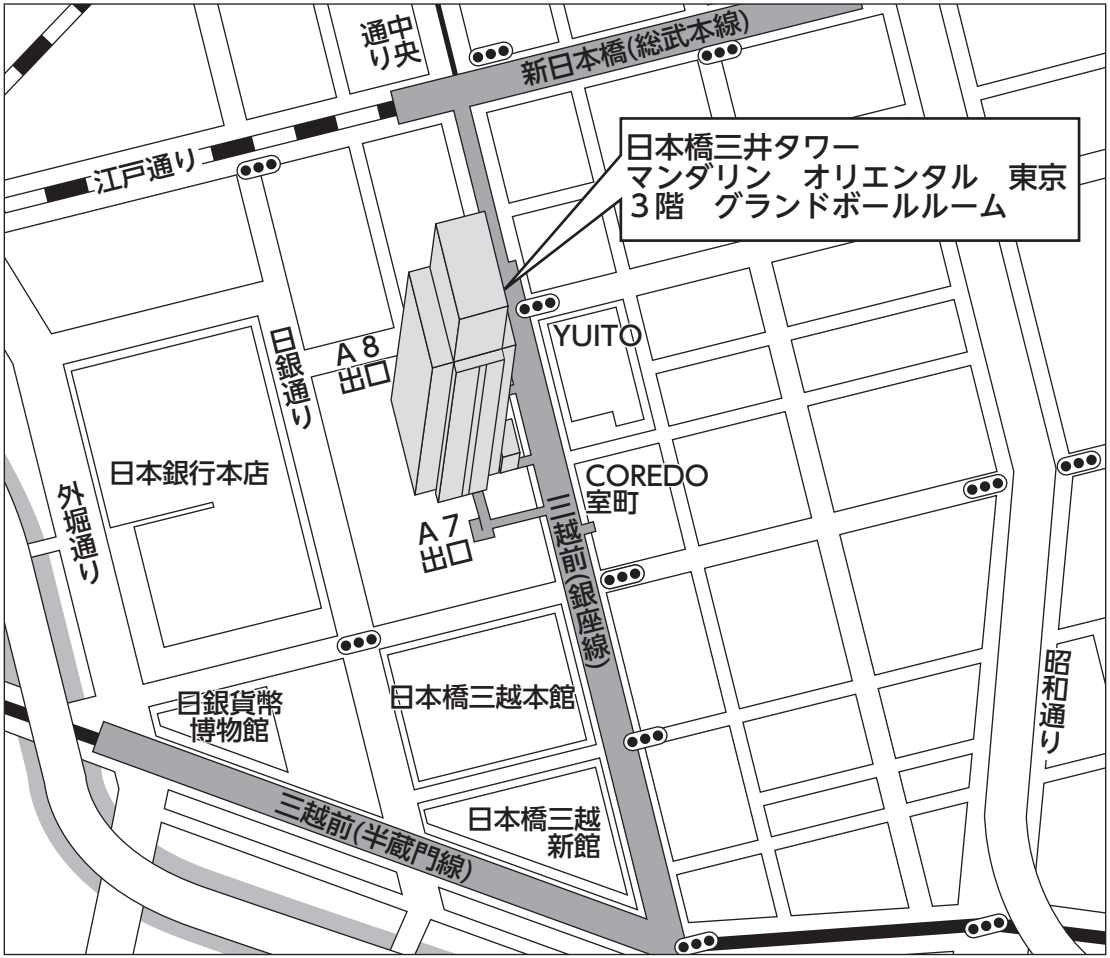
（注）監査役早瀬保行、監査役牧山嘉道の２名は、会社法第２条第16号及び同法第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

メ　モ　欄

## 株主総会会場ご案内図

マンダリン オリエンタル 東京 3階グランドボールルーム
（住所）東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号 （電話）03－3270－8800




○東京メトロ 銀座線・半蔵門線「三越前駅」下車　A7・A8出口方面（地下通路から直結）

○ＪＲ 総武本線「新日本橋駅」下車　三越前駅方面地下通路入口よりA7・A8出口方面（地下通路から直結）

※当日は駐車場をご用意しておりませんので、お車でのご来場はご遠慮願います。

※上記駅改札から地下通路でマンダリン オリエンタル 東京に直結しておりますので、雨天の場合でも傘などを使用せずにご来場いただけます。

FSC ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C013080

VEGETABLE OIL INK

UD FONT 見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

株主各位

# 第13回定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示情報

平成29年５月31日

ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社

# 目　　次

①事業報告の「業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）および当該体制の運用状況の概要」 … 1頁

②連結計算書類の連結注記表 … 6頁

③計算書類の個別注記表 … 27頁

上記の事項は、法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（**http://www.sonyfh.co.jp/**）に掲載することにより、株主の皆さまに提供したものとみなされるものです。

## ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）および当該体制の運用状況の概要」

### Ⅰ 業務の適正を確保するための体制

当社は会社法及び同法施行規則に基づいた「内部統制システム構築の基本方針」を取締役会において定め、当方針に基づいて内部統制システムを構築し、運用しております。

**内部統制システム構築の基本方針**

**1．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**

①取締役会は、法令等遵守の基本方針として行動規範を定め、当社の役員、社員及び子会社に周知する。

②取締役会は、法令等遵守の具体的な手引書としてコンプライアンス・マニュアル、具体的な実践計画としてコンプライアンス・プログラムを定める。

③取締役会は、コンプライアンス担当部署を設置し、コンプライアンス・プログラムの推進に取り組む。コンプライアンス担当部署は、定期的にコンプライアンス・プログラムの進捗状況を取締役会に報告する。

④取締役会は、「反社会的勢力排除に関するグループ基本方針」を定め、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で対応するものとし、同方針を実現するために必要な態勢を整備する。

⑤取締役会は、社内通報制度を定め、その利用方法を当社の役員、社員及び子会社に周知する。社内通報制度は、経営方針、事業活動あるいはその他の行為が法令等に違反している（あるいは違反のおそれがある）と確信した場合に社員等の通報者が専用窓口に直接通報することができ、かつ、その通報者に対する不利益な措置が禁止されることを定める。

⑥取締役会は、グループの情報セキュリティポリシーを定め、顧客情報を含むグループの情報資産等の管理を適切に行うための態勢を整備する。

⑦取締役会は、グループの利益相反管理方針を定め、顧客の利益が不当に害されるおそれのある取引の適切な管理を行うため、所要の態勢を構築する。

⑧取締役会は、他の業務執行部門から独立した内部監査担当部署を設置する。内部監査担当部署は、監査役及び会計監査人と連携・協力のうえ、独立及び客観的立場から内部統制システムの整備・運用状況を監視、検証し、定期的に内部監査の状況を取締役会に報告する。

⑨取締役会は、グループの内部監査に係る基本方針及び内部監査規則を定め、当社の役員、社員及び子会社に周知する。

**2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制**

当社は、記録保管規則を定め、取締役会、経営会議及び決裁の記録等取締役の職務の執行に係る文書を法令及び当該規則等に従い適切に保存し管理する。

**3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

①取締役会は、グループのリスク管理の基本方針として、リスク管理基本規則を定め、当社の役員、社員及び子会社に周知する。

②取締役会は、リスク管理担当部署を設置し、当社及び子会社の規模、特性、業務内容に応じて異なるリスクを適切に管理する。リスク管理担当部署は、定期的にリスク管理の状況を取締役会に報告する。
③取締役会は、グループの直面するリスクに見合った十分な自己資本を確保し適切な資本配賦等を行うため、子会社の自己資本充実度を評価し、必要に応じて、自己資本充実に向けた施策を実施する。
④取締役会は、グループの危機発生時に迅速な対応と適切なリスク軽減措置を講じる体制を整備するため、グループの事業継続リスク管理に関する基本方針及びコンティンジェンシー・プランを定め、当社の役員、社員及び子会社に周知する。

**4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

①取締役会は、決裁規則、組織・分掌規則等の社内規程を定め、職務の執行を効率的に行うために適切な態勢を構築する。
②取締役会は、経営会議を設置するとともに、会社の重要な日常業務の執行に係る協議及び決定については、同会議に委任する。
③取締役会は、事業計画管理規則を定め、単体及び連結の中期事業計画・年度事業計画を策定・管理し、また定期的に事業計画の進捗状況を確認する。

**5．財務報告の信頼性を確保するための体制**

当社は、グループの財務報告に係る内部統制に関する基本方針に基づき、財務報告の信頼性を確保するために必要な体制を整備する。

**6．当社及び子会社、並びに当社の親会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

①当社は、株主権の行使のほか、金融持株会社として子会社との間で経営管理契約を締結し、子会社に対しグループ共通の基本方針の遵守及び子会社を含むグループの業務の適正を確保するために必要な事項に関し当社の事前承認及び報告を求めるなど、当該契約に基づく経営管理を行う。
②当社は、グループ内取引等の管理に関する基本方針に基づき、子会社がグループ経営に重大な影響を与える可能性のあるグループ内取引等を開始する場合は、事前にそれらの取引等の適切性・適法性を当該子会社と審議・検討のうえ、取締役会において決議又は報告を行う。
また、当社及び子会社は、少数株主保護のため、親会社であるソニー株式会社（支配株主）及びそのグループ会社と取引等を行う際は、当該取引等の必要性及び当該取引等の条件が第三者との通常の取引の条件と著しく相違しないことを十分に確認する。
③当社の内部監査部門は、子会社の内部統制システムが適切に整備されているかに留意し、子会社の内部監査及び外部監査の結果を監視し検証する。
④当社及び子会社は、親会社にグループの経営情報を必要に応じて提供し、また、親会社内部監査担当部署との連携を行う。

**7．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**

取締役は、監査役からその職務を補助すべき社員の配置要請があった場合には、当該社員を速やかに任命する。

**8．前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項**

①監査役の職務を補助すべき社員の任免及び人事考課については監査役の同意を必要とする。

②監査役の職務を補助すべき社員は、監査役の指揮命令があるときは、専らそれに従わなければならない。

**9．取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制**

①取締役及び社員は、監査役から業務執行に関する事項について報告を求められた場合は、速やかに報告する。

②取締役及び社員は、当社又は当社の子会社の業務又は財務の状況に著しい影響を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、ただちに監査役に報告する。なお、その報告者に対する不利益な措置は禁止し、その旨を当社の役員、社員及び子会社に周知する。

③取締役及び社員は、社内通報制度を利用した通報を受理したときは、ただちに監査役に報告する。

**10．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

①代表取締役は、監査役との相互認識と信頼関係を深めるように努め、監査役監査の環境整備に必要な措置をとる。

②当社は、監査役がその職務の執行のために弁護士、公認会計士その他社外の専門家に対して助言を求める又は調査、鑑定その他の事務を委託することなどに係る所要の費用又は債務の弁済を請求したときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、その費用又は債務を負担する。

## Ⅱ 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

**コンプライアンスに関する運用状況の概要**

取締役会は、法令等遵守の基本方針として行動規範を定め、当社の役員、社員及びグループ各社に周知しています。さらに取締役会は、法令等遵守の具体的な手引書としてコンプライアンス・マニュアルを定めるとともに、具体的な実践計画としてコンプライアンス・プログラムを毎年度定めており、その推進を担当するコンプライアンス担当部署（コンプライアンス部）を設置しています。当年度のコンプライアンス・プログラムについては、前年度の実施結果や事業環境変化等を踏まえ、取締役会が策定しましたが、その実施状況は取締役会及び経営会議へ四半期ごとに報告されました。また、グループ各社のコンプライアンス・プログラム実施状況等について所要の確認等を行うことを目的としたコンプライアンス連絡会議を開催しました。加えて、コンプライアンス意識のさらなる醸成のため、当社の役員、社員を対象としたコンプライアンス研修（eラーニングなど）を実施しました。

取締役会は、反社会的勢力排除に関するグループ基本方針を定めており、当年度のコンプライアンス・プログラムに基づいて、当社及びグループ各社における反社会的勢力への対応に係る態勢の整備状況を確認しました。

取締役会は、業務執行の指揮命令系統から独立した社内通報窓口を当社、グループ各社、及びグループ外それぞれに設けており、その利用方法及び通報者に対する不利益な措置の禁止を当社の役員、社員及びグループ各社に周知しています。

**内部監査体制の運用状況の概要**

取締役会は、内部監査規則を定めており、他の業務執行部門から独立した内部監査担当部署（監査部）を設置しています。内部監査担当部署は、監査役や会計監査人と連携しながら当社の内部統制システムの整備・運用状況を監視及び検証するとともに、グループ各社における内部監査の実施状況についてもモニタリングを行い、取締役会へ報告しました。

**リスク管理に関する運用状況の概要**

取締役会は、グループのリスク管理の基本方針としてリスク管理基本規則を定め、当社の役員、社員及びグループ各社に周知しています。また取締役会は、リスク管理担当部署（総合リスク管理部）を設置し、当社及びグループ各社の規模、特性、業務内容に応じて異なるリスクを適切に管理しています。リスク管理担当部署は、グループ各社における経営会議報告事項を中心にモニタリングした内容を取締役会及び経営会議へ四半期ごとに報告したほか、グループ各社との間でリスク管理会議を開催し、当社及びグループ各社が管理すべきリスクに関して、適宜、グループのリスク管理態勢の強化に向けた意見交換を行いました。当年度においては主に、低金利環境への対応やサイバーセキュリティに関して、グループ各社と議論しました。また、グループ各社のリスク管理委員会等にも適宜陪席し、モニタリングを行いました。グループの事業継続リスクに関しては、グループ各社の事業継続リスクの管理態勢を継続的に強化していくため、事業継続リスク管理に関する方針を含むコンティンジェンシー・プランを定め、当社の役員、社員及びグループ各社に周知するとともに、各社における態勢強化に向けた取り組みについてモニタリングしました。

取締役会は、グループの情報セキュリティに係るポリシーを定め、顧客情報を含むグループの情報資産等を適切に管理する態勢を構築しています。

**取締役の効率的な職務執行を確保するための体制に関する運用状況の概要**

取締役会は、職務の執行を効率的かつ適切に行う態勢を構築するため、決裁規則、組織・分掌規則等の社内規則を定めるとともに、経営会議を設置し、取締役会で審議する事項の事前審議機関として位置付けているほか、会社の重要な日常業務の執行に係る協議及び決定を経営会議に委任しています。また、効率的なグループ経営を行うため、グループの主要子会社の代表取締役社長が当社取締役を兼ねています。当年度における取締役会の開催は14回、経営会議の開催は26回でした。また、取締役会は事業計画管理規則を定め、中期的な経営目標・経営方針・事業戦略・資本政策などを審議・確認することを目的として単体及び連結の事業計画を策定するとともに、毎月の取締役会で進捗状況を確認しました。

**財務報告の信頼性を確保するための体制に関する運用状況の概要**

取締役会は、グループの財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況の評価に関する方針に基づき、財務報告に係る内部統制の有効性評価を毎年度実施しています。当年度の財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況の評価の実施方針については、2016年６月の経営会議で承認し、当該方針に則って評価を進めています。

**グループの経営管理体制に関する運用状況の概要**

取締役会は、内部統制システム構築の基本方針を定め、コンプライアンス、リスク管理、財務報告の信頼性の確保など、それぞれの態勢構築及び運用状況を監督しています。また、取締役会は、金融持株会社としてグループ各社の経営を管理し、グループ基本方針の遵守や、グループ各社の重要な意思決定について当社の事前承認・報告を求めることなどにより、グループの経営の適切性を確保しています。

また、取締役会は、グループ内取引等の管理に関する基本方針を定め、グループ各社がグループ経営に影響を与える可能性のあるグループ内取引を行う場合、その適切性・適法性を確認のうえ、取締役会等で決議又は報告を行っているほか、当社及びグループ各社が当社の親会社であるソニー株式会社及びそのグループ会社との取引を行う場合は、少数株主保護のため、当該取引の必要性及び当該取引の条件が第三者との通常の取引の条件と著しく相違しないことを十分に確認しています。

このほか、グループ各社の経営会議の討議内容を共有する「グループ経営状況確認会」（当年度は45回開催）、グループ各社の月次業績及び各社にまたがる経営課題について情報共有・課題検討を行う「ソニーフィナンシャルグループ月次定例会議」（当年度は12回開催）を開催し、効率的なグループ経営を推進しました。

**監査役の職務執行について**

監査役会は、内部監査担当部署、会計監査人、社外取締役と定期的に情報・意見を交換しているほか、常勤監査役は、取締役会のほか、経営会議、グループ経営状況確認会、ソニーフィナンシャルグループ月次定例会議などの会議体へ参加し、適宜情報収集を図っています。また、グループ全体の監査態勢を強化するため、常勤監査役は、グループ各社の監査役を兼ねているほか、グループ各社の常勤監査役とグループ常勤監査役連絡会を開催しています。

当社は、監査役の職務を補助すべき社員を任命するとともに、当該社員の任免及び人事考課については監査役の同意を得ることとすることで、当該社員の独立性を確保しています。また、当社は、取締役及び社員が当社又はグループ各社の業務又は財務の状況に著しい影響を及ぼすおそれのある事実を発見したとき、及び内部監査結果や社内通報制度を利用した通報を受理したときは、その内容をただちに監査役へ報告する態勢を整備しています。そのほか、監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、当社は、監査役の職務の執行について生じる費用については、職務の執行に必要でないと認められる場合を除いて当社が負担することとしています。

## ②連結計算書類の連結注記表

**（連結計算書類作成のための基本となる重要な事項）**

1．連結の範囲に関する事項

⑴ 連結子会社　7社

会社名

ソニー生命保険株式会社
ソニー損害保険株式会社
ソニー銀行株式会社
ソニーペイメントサービス株式会社
SmartLink Network Hong Kong Limited
ソニー・ライフケア株式会社
ライフケアデザイン株式会社

⑵ 非連結子会社

主要な会社名

主要な非連結子会社はありません。

非連結子会社は、総資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

⑶ 連結の範囲の変更

当連結会計年度より、重要性が増したため、介護事業を統括する持株会社ソニー・ライフケア株式会社及び介護事業会社ライフケアデザイン株式会社を新たに連結の範囲に含めております。両社の業績については、連結損益計算書上、「その他」に含めて区分しております。

2．持分法の適用に関する事項

⑴ 持分法適用の関連会社　2社

会社名

ソニーライフ・エイゴン生命保険株式会社
SA Reinsurance Ltd.

⑵ 持分法非適用の非連結子会社及び関連会社

主要な会社名

主要な非連結子会社及び関連会社はありません。

持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、持分法の適用範囲から除外しております。

3．連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4．のれんの償却に関する事項

のれんについては、20年以内のその効果の及ぶ期間にわたって均等償却しております。

5．会計方針に関する事項

⑴ 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券（買入金銭債権のうち有価証券に準じるもの及び金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む）の評価は、売買目的有価証券については時価法（売却原価の算定は移動平均法）、満期保有目的の債券及び「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号　平成12年11月16日。以下「業種別監査委員会報告第21号」という）に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法によっております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

責任準備金対応債券のリスクの管理方針の概要は、次のとおりであります。

国内生命保険子会社の個人保険・個人年金保険に設定した小区分（保険種類・残存年数等により設定）に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、業種別監査委員会報告第21号に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。

なお、当連結会計年度より、より適切な資産負債の総合管理（ALM）の実施を目的として、小区分の対象とする負債キャッシュ・フローの残存年数の見直しを実施しております。この変更による損益への影響はありません。

⑵ デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時価法によっております。

⑶ 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却の方法

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物　３～50年　その他　２～20年

⑷ 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却の方法

定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、利用可能期間（概ね５年）に基づく定額法により償却しております。

⑸ リース資産の減価償却の方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

⑹ 貸倒引当金の計上方法

貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、主として、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、民事再生等、法的形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権、実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権及び時価が著しく下落した預託保証金等については、担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額等を控除した回収不能見込額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に対する債権については、担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等を債権額に乗じた額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて、上記の引当を行っております。

⑺ 賞与引当金の計上方法

従業員への賞与の支給に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

⑻ 役員退職慰労引当金の計上方法

役員への退職慰労金の支払いに備えるため、期末要支給額を計上しております。

⑼ 価格変動準備金の計上方法

株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。

⑽ 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、主に給付算定式基準によっております。

② 過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（７～17年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

⑾ 外貨建資産又は負債の本邦通貨への換算基準

連結決算日の為替相場により円換算しております。

⑿ ヘッジ会計の方法

銀行子会社の金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジ又は時価ヘッジによっております。固定金利の貸出金の相場変動を相殺するヘッジにおいては、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号　平成14年２月13日。以下「業種別監査委員会報告第24号」という）に基づき一定の残存期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しております。短期固定金利の預金に係る予定取引のキャッシュ・フローを固定するヘッジにおいては、業種別監査委員会報告第24号に基づき一定の金利改定期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しております。また、その他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、個別にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。これらについては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。

⒀ 消費税及び地方消費税の会計処理方法

消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、損害保険子会社の損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっております。なお、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、主として、その他資産に計上し５年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。

⒁ 責任準備金の積立方法

保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しております。

イ．標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式（平成８年大蔵省告示第48号）

ロ．標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

**（会計方針の変更に関する注記）**

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」の適用

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号　平成28年３月28日。以下、「回収可能性適用指針」という）を当連結会計年度から適用し、繰延税金資産の回収可能性に関する会計処理の方法の一部を見直しております。

回収可能性適用指針の適用については、回収可能性適用指針第49項（4）に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点において回収可能性適用指針第49項（3）①から③に該当する定めを適用した場合の繰延税金資産及び繰延税金負債の額と、前連結会計年度末の繰延税金資産及び繰延税金負債の額との差額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加算しております。

この結果、当連結会計年度の期首において、繰延税金資産が48百万円、利益剰余金が105百万円増加し、繰延税金負債が56百万円減少しております。

当連結会計年度の期首の純資産に影響額が反映されたことにより、連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高は105百万円増加しております。

**（連結貸借対照表の注記）**

1．担保に供している資産及び担保付債務の額は、次のとおりであります。

| | |
|---|---|
| 担保に供している資産 | |
| 有価証券 | 398,025百万円 |
| 貸出金 | 87,626百万円 |
| 担保資産に対応する債務 | |
| 債券貸借取引受入担保金 | 310,608百万円 |
| コールマネー及び売渡手形 | 70,000百万円 |
| 借用金 | 90,000百万円 |

上記のほか、内国為替決済、デリバティブ等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

| | |
|---|---|
| 有価証券 | 16,943百万円 |
| 金融商品等差入担保金 | 21,650百万円 |

2．消費貸借契約により貸し付けている有価証券の連結貸借対照表価額は、次のとおりであります。

| | |
|---|---|
| 有価証券 | 248,024百万円 |

3．非連結子会社及び関連会社の株式の総額

| | |
|---|---|
| 株式 | 11,032百万円 |
| うち、共同支配企業に対する投資額 | 10,986百万円 |

4．貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は、次のとおりであります。

| | |
|---|---|
| 破綻先債権額 | 176百万円 |
| 延滞債権額 | 1,580百万円 |

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第１項第３号イからホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

5．当連結会計年度末において、貸出金のうち３カ月以上延滞債権はありません。

なお、３カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から３カ月以上延滞している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

6．貸出金のうち貸出条件緩和債権額は、次のとおりであります。

| | |
|---|---|
| 貸出条件緩和債権額 | 1,227百万円 |

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び３カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

7．破綻先債権額、延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は、次のとおりであります。

| | |
|---|---|
| 合計額 | 2,984百万円 |

なお、上記４、６及び７に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

8．ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第３号　平成26年11月28日）に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は、7,884百万円であります。

9．有形固定資産の減価償却累計額は、次のとおりであります。

| | |
|---|---|
| 減価償却累計額 | 34,611百万円 |

10. 保険業法第118条に規定する生命保険子会社の特別勘定の資産の額は、次のとおりであります。なお、負債の額も同額であります。

| | |
|---|---|
| 資産の額 | 989,605百万円 |

11. 生命保険子会社に係る契約者配当準備金の異動状況は、次のとおりであります。

| | |
|---|---|
| 期首残高 | 5,006百万円 |
| 契約者配当金支払額 | 3,430百万円 |
| 利息による増加等 | 0百万円 |
| 契約者配当準備金繰入額 | 4,153百万円 |
| 期末残高 | 5,729百万円 |

12. 生命保険子会社は、土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、評価損部分については税金相当額に評価性引当額を認識したことからその全額を、評価益部分については税金相当額を再評価に係る繰延税金負債として負債の部に計上しこれを控除した金額を、土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。

・再評価を行った年月日

平成14年３月31日

・同法律第３条第３項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第５号に定める鑑定評価に基づいて算出

13. 生命保険子会社及び銀行子会社の当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、次のとおりであります。

| | |
|---|---|
| 融資未実行残高 | 31,447百万円 |
| うち原契約期間が１年以内のもの | 29,629百万円 |

14. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する連結会計年度末における生命保険子会社の今後の負担見積額は、次のとおりであります。なお、当該負担金は拠出した連結会計年度の事業費として処理しております。

| | |
|---|---|
| 今後の負担見積額 | 10,258百万円 |

**（連結損益計算書の注記）**

該当事項はありません。

**（連結株主資本等変動計算書の注記）**

１．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

| | 当連結会計年度期首株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末株式数 |
|---|---|---|---|---|
| 発行済株式<br>普通株式 | 435,000 | － | － | 435,000 |
| 自己株式<br>普通株式 | 0 | 52 | － | 52 |

（注）普通株式の自己株式の株式数の増加52千株は、自己株式の取得によるものであります。

２．新株予約権等に関する事項

| 区分 | 新株予約権の内訳 | 当連結会計年度末残高 |
|---|---|---|
| 当社 | ストック・オプションとしての新株予約権 | 49百万円 |

3．配当に関する事項

⑴　配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 | 1株当たり配当額 | 基準日 | 効力発生日 |
|---|---|---|---|---|---|
| 平成28年6月23日<br>定時株主総会 | 普通株式 | 23,924百万円 | 55円 | 平成28年3月31日 | 平成28年6月24日 |

⑵　基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

| 決議予定 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額 | 1株当たり配当額 | 基準日 | 効力発生日 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 平成29年6月21日<br>定時株主総会 | 普通株式 | 利益剰余金 | 23,922百万円 | 55円 | 平成29年3月31日 | 平成29年6月22日 |

**（1株当たり情報に関する注記）**

1．1株当たり純資産額　1,378円63銭

2．1株当たり当期純利益　95円69銭

算定上の基礎である親会社株主に帰属する当期純利益は41,621百万円であり、その全額が普通株式に係るものであります。また、普通株式の期中平均株式数は、434,978千株であります。

3．潜在株式調整後1株当たり当期純利益　95円68銭

算定上の基礎である親会社株主に帰属する当期純利益調整額はなく、潜在株式を考慮した普通株式増加数は28千株であります。

**（金融商品に関する注記）**

1．金融商品の状況に関する事項

⑴　金融商品に対する取組方針

当社グループは、保険業法・銀行法等の規定に基づく生命保険事業、損害保険事業及び銀行事業等を行っております。金融資産（生命保険事業においては、保険業法第118条第１項に規定する特別勘定以外の勘定である一般勘定に限る）については、安定的な投資収益の確保のため、公社債・外国公社債・国内株式・貸出金等の様々な投資資産を保有しております。また、金融負債については、銀行事業において個人顧客からの預金による調達が大宗を占めております。このように、当社グループは主として金利・為替等の変動リスクを伴う金融資産及び金融負債を有していることから、金利・為替変動等による不利な影響が生じないよう、資産負債の適切なバランスを保つことを目的に、各事業ごとに資産負債の総合管理（以下「ALM」という）を行っております。また、リスクをコントロールする手段として、生命保険事業及び銀行事業においてはデリバティブ取引も行っております。

⑵　金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融資産は、主として有価証券及び貸出金であります。有価証券は主に国債及び社債等であり、その他にも国内株式、外国証券、組合出資金等の様々な有価証券を、売買目的、満期保有目的、責任準備金対応目的及びその他保有目的で保有しております。これらは金利リスク、信用リスク、株式の市場価格変動リスク、為替リスク等に晒されております。なお、有価証券には、非上場外国証券等の流動性に乏しい金融資産も含まれております。

また、貸出金は、生命保険事業における保険約款貸付、銀行事業における個人向けの住宅ローンが中心であります。これらは債務不履行に伴う信用リスクならびに金利リスクに晒されております。ただし、保険約款貸付においては貸付額を解約返戻金の範囲内に制限しております。また、住宅ローンにおいては不動産担保等を設定しております。これらにより、貸出金に係るリスクの低減を図っております。

一方、金融負債は、主として個人顧客からの預金による調達であり、金利リスクに晒されております。また、個人顧客からの預金には、外貨建のものを含んでおり、これらについては金利・為替リスクに晒されております。

生命保険事業におけるデリバティブ取引は、金利スワップによる保有資産及び負債の金利リスクヘッジ、為替予約取引による保有資産及び個人変額保険の最低保証に係る為替リスクヘッジ、及び株価指数先物取引による保有資産及び個人変額保険の最低保証に係る株式の市場価格変動リスクヘッジを行っており、投機的なデリバティブ取引は行わない方針であります。また、生命保険事業の利用しているデリバティブ取引にヘッジ会計は適用しておりません。

銀行事業におけるデリバティブ取引は、主にALMの一環で行っております。この内、固定金利の貸出金、預金の金利リスクに対して、金利スワップ取引をヘッジ手段としてヘッジ会計を適用しております。貸出金については、ヘッジ開始時においてヘッジ対象の貸出金とヘッジ手段の金利スワップとが３カ月以内の残存期間でグルーピングされていることを確認することにより、ヘッジの有効性の評価に代えております。預金については、ヘッジ開始時においてヘッジ対象の預金とヘッジ手段の金利スワップの金利インデックスが同一であること、ヘッジ対象とヘッジ手段が３カ月以内の金利改定期間でグルーピングされていることを確認することにより、ヘッジの有効性の評価に代えております。

また、その他有価証券に区分している固定金利の債券の金利変動に伴う相場変動を相殺する目的で金利スワップ取引等を行い、ヘッジ対象に係る損益を認識する方法（時価ヘッジ）を適用しております。ヘッジ開始時においてヘッジ対象の有価証券とヘッジ手段の金利スワップ等のキャッシュ・フローが一致していることを確認することにより、ヘッジの有効性を評価しております。

なお、金融商品の取引にあたっては、流動性リスクに晒されております。流動性リスクには、資金繰りリスクと、市場流動性リスクがあります。資金繰りリスクとは、決済日に必要な資金が確保できなくなり、資金決済が履行できなくなることや、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクであります。一方、市場流動性リスクとは、市場の混乱などにより市場において取引ができなくなり、保有するポジションを解消することが不可能となることや、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクであります。

⑶　金融商品に係るリスク管理体制

当社は「リスク管理基本規則」を制定し、子会社の規模、特性、及び業務内容に応じたリスク管理を行っております。

当社グループのリスク管理に関する具体的な体制等は「リスク管理ガイドライン」に定めており、子会社においてそれぞれ自律的なリスク管理を行っております。当社はリスク管理統括部署によるモニタリング、リスク管理会議の開催などを通じ、子会社のリスク管理状況を把握し、取締役会、経営会議へ定期的に報告を行っております。

① 信用リスクの管理

当社グループにおける主たる子会社での信用リスク管理は、以下のように行っております。

（ⅰ） 生命保険子会社においては、リスク管理部門が、有価証券の発行体の信用リスクやカウンターパーティリスクに関するリスク管理方法や手続等の詳細を規程に明記して管理しており、これらの情報を取締役会及び経営会議において定期的に報告しております。

（ⅱ） 損害保険子会社においては、資産運用リスクに関する諸規程に従い、有価証券の発行体の信用情報や時価の把握を行い、リスク管理部門がその状況を定期的に取締役会及び経営会議に報告しております。

（ⅲ） 銀行子会社においては、信用リスクに関する管理諸規程を整備し、同諸規程に従い、それぞれの金融資産の特性に応じた信用リスク管理を行っております。個人向け貸出金については、個別案件ごとの与信審査、信用情報管理、担保の設定、問題債権への対応など個人与信管理に関する体制を整備して管理しております。

法人向け貸出金・社債等については、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、信用格付け、保証や担保の設定、問題債権への対応など法人与信・市場与信管理に関する体制を整備して管理しております。

さらに、有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引に関するカウンターパーティリスク等の市場与信リスク管理においては、時価の把握を定期的に行っております。

これらの信用リスク管理ならびに与信管理は、リスク管理部門ならびに審査部門が行い、その管理状況を、取締役会や経営会議に定期的に報告しております。さらに、内部監査部門による監査を実施しております。

② 市場リスクの管理

当社グループにおける主たる子会社での市場リスク管理は、以下のように行っております。

（ⅰ） 生命保険子会社においては、市場リスクであるそれぞれのリスクに対して、以下のように管理しております。

(a) 金利リスク

リスク管理部門が、金利リスクに関するリスク管理方法や手続等の詳細を規程に明記して管理しており、経営会議において対応等の協議を行い、ここで決定されたALMに関する方針に基づき、取締役会において実施状況の把握・確認を行っております。また、金融商品の金利や期間を総合的に把握し、「バリュー・アット・リスク（以下「VaR」という）」を用いたリスク量の分析等によりモニタリングを行い、これらの情報を取締役会及び経営会議において定期的に報告しております。

(b) 為替リスク

リスク管理部門が、為替リスクに関するリスク管理方法や手続等の詳細を規程に明記して管理しており、これらの情報を取締役会及び経営会議において定期的に報告しております。

(c) 株式の市場価格変動リスク

リスク管理部門が、株式の市場価格変動リスクに関するリスク管理方法や手続等の詳細を規程に明記して管理しており、これらの情報を取締役会及び経営会議において定期的に報告しております。

(d) デリバティブ取引

リスク管理部門が、デリバティブ取引に関するリスク管理方法や手続等の詳細を規程に明記して管理しており、これらの情報を取締役会及び経営会議において定期的に報告しております。

（ⅱ） 損害保険子会社においては、市場リスクであるそれぞれのリスクに対して、以下のように管理しております。

(a) 金利リスク

取締役会において決定されたリスク管理方針に基づき、リスク管理方法や手続等の詳細を明記した資産運用リスクに関する諸規程を定めております。これに基づき、リスク管理部門がモニタリングを実施し、その状況を定期的に取締役会及び経営会議に報告しております。

(b) 価格変動リスク

事業連携関係の強化を目的とした政策投資として株式を保有しており、資産運用リスクに関する諸規定に従い、リスク管理部門が市場環境や財務状況等のモニタリングを実施し、その状況を定期的に取締役会及び経営会議に報告しております。

（ⅲ） 銀行子会社においては、市場リスクであるそれぞれのリスクに対して、以下のように管理しております。いずれもリスク管理部門において行われ、また、定期的に経営陣による取締役会や経営会議において、リスク管理状況の報告を行っております。さらに、内部監査部門による監査を実施しております。

(a) 金利・為替リスク

市場リスクに関する管理諸規程を整備し、同諸規程に従い、金利・為替・株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む）の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクを管理しております。市場リスクに関する管理諸規程において、リスク管理方法や手続き等の詳細を明記しており、取締役会にて決定されたALM及びリスク管理に関する方針に基づき、原則として１カ月に１回開催されるALM委員会及びリスク管理委員会において実施状況の把握・確認、今後の対応、リスクの状況等について協議を行っております。日次管理はリスク管理部門において、金融資産及び金融負債の金利や為替レート、期間等を総合的に把握し、VaRや金利感応度分析等により、モニタリングならびに規程の遵守状況等の管理を行っております。なお、ALMの観点により、金利、為替の変動リスクをヘッジするための金利スワップ、通貨スワップ、為替取引等のデリバティブ取引も行っております。

(b) 市場価格変動リスク

有価証券を含む投資商品の保有については、市場リスクならびに市場与信リスクに関する管理諸規程に従い行われております。市場運用部門では外部から有価証券の購入を行っており、審査部門による事前審査、リスク管理部門による投資限度額設定・管理のほか、各部門の継続的なモニタリングを通じて、市場価格変動リスクの管理を行っております。

(c) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、市場リスクに関する管理諸規程に基づき実施されております。また、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制態勢を整備しております。

(d) 市場リスクに係る定量的情報

主要なリスク変数である金利リスク及び為替リスクの影響を受ける、主な金融商品は、「貸出金」、「有価証券」、「銀行業における預金」、「デリバティブ取引」となります。

これらの金融資産及び金融負債について、観測期間250営業日の金利及び為替の合理的な予想変動幅を用いた当面20営業日の損益に与える影響額をヒストリカル法により算出し、金利及び為替の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。平成29年３月31日現在における当該数値は、99%の信頼区間において1,621百万円となっております。

当該影響額は、金利及び為替を除くリスク変数が一定の場合を前提としております。また、金利及び為替の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。以上の市場リスク管理は、リスク管理部門を中心に行い、また、その管理状況を、取締役会や経営会議に、定期的に報告しております。さらに、内部監査部門による監査を実施しております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社グループにおける主たる子会社での流動性リスク管理は、以下のように行っております。

（ⅰ） 生命保険子会社においては、「流動性リスク管理規程」に則り、各部署からの報告に基づき、経理部門が適時に資金繰り計画を作成・更新し、資金繰りの管理を行い、リスク管理部門は流動性リスクを管理しております。経理部門及びリスク管理部門は、これらの情報を取締役会及び経営会議において定期的もしくは必要に応じて報告しております。

（ⅱ） 損害保険子会社においては、流動性リスクに関する諸規程に従い、資金繰り管理部門が資金繰り計画の作成・更新を行い、リスク管理部門がモニタリングを実施し、その状況を定期的に取締役会及び経営会議に報告しております。

（ⅲ） 銀行子会社においては、流動性リスクに関する管理諸規程を整備し、同諸規程に従い、各種流動性リスクの管理を実施しております。まず、資金繰りリスクの管理については、資金繰りの状況をその資金繰りの逼迫度に応じてフェーズ分けし、各フェーズにおける管理手法、報告方法などを定めるとともに、必要に応じて、ガイドラインなどの設定と見直しを行っております。また、市場流動性リスクの管理については、各種取扱商品に対する市場流動性の状況を把握し、必要に応じて、商品ごとのガイドラインなどの設定と見直しを行っております。これらの流動性リスク管理は、リスク管理部門が行い、また、その管理状況を、取締役会や経営会議に、定期的に報告しております。さらに、内部監査部門による監査を実施しております。

⑷ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2．金融商品の時価等に関する事項

平成29年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注２）参照）。

（単位：百万円）

| | 連結貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|---|---|---|---|
| ⑴　現金及び預貯金 | 206,481 | 206,481 | － |
| ⑵　コールローン及び買入手形 | 61,900 | 61,900 | － |
| ⑶　金銭の信託 | | | |
| その他の金銭の信託 | 296,877 | 296,877 | － |
| ⑷　有価証券 | | | |
| 売買目的有価証券 | 921,319 | 921,319 | － |
| 満期保有目的の債券 | 6,150,726 | 7,612,013 | 1,461,286 |
| 責任準備金対応債券 | 277,372 | 303,356 | 25,983 |
| その他有価証券 | 1,480,341 | 1,480,341 | － |
| ⑸　貸出金 | 1,720,004 | | |
| 貸倒引当金（＊１） | △968 | | |
| 貸出金（貸倒引当金控除後） | 1,719,035 | 1,894,612 | 175,577 |
| 資産計 | 11,114,056 | 12,776,903 | 1,662,847 |
| ⑴　預金 | 2,071,091 | 2,073,033 | 1,941 |
| ⑵　社債 | 10,000 | 10,029 | 29 |
| ⑶　債券貸借取引受入担保金 | 310,608 | 310,608 | － |
| 負債計 | 2,391,699 | 2,393,670 | 1,971 |
| デリバティブ取引（＊２） | | | |
| ヘッジ会計が適用されていないもの | 7,127 | 7,127 | － |
| ヘッジ会計が適用されているもの | (17,959) | (17,959) | － |
| デリバティブ取引計 | (10,832) | (10,832) | － |

（＊１）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（＊２）その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。
デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（）で表示しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法

資 産

⑴ 現金及び預貯金、⑵ コールローン及び買入手形
時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑶ 金銭の信託
有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券（債券）については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。
なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については「（金銭の信託の時価に関する注記）」に記載しております。

⑷ 有価証券
株式は取引所の価格、債券及び投資信託は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。
なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「（有価証券に関する注記）」に記載しております。

⑸ 貸出金
①銀行事業の貸出金
貸出金は、貸出金の種類ごとに、将来キャッシュ・フローを見積もり、一定の割引率で割り引いて時価を算定しております。割引率は、LIBORベースのイールドカーブにリスクプレミアムとして一般貸倒引当金の引当率を加えた利率を使用しております。
②生命保険事業の保険約款貸付
保険約款貸付の時価は将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引いた価額によっております。
③生命保険事業の一般貸付
一般貸付の時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

⑴ 預金
預金は、預金種別ごとに、将来キャッシュ・フローを見積もり、一定の割引率で割り引いて時価を算定しております。割引率は、LIBORベースのイールドカーブにリスクプレミアムとして銀行子会社の格付け別累積デフォルト率を加えた利率を使用しております。

⑵ 社債
社債は、取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

⑶ 債券貸借取引受入担保金
時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引
デリバティブ取引については、「（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産　(4)有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

| 区分 | 連結貸借対照表計上額 |
|---|---|
| ①　非上場の非連結子会社・関連会社株式（＊１） | 11,032 |
| ②　①以外の非上場株式（＊１） | 169 |
| ③　転換社債型新株予約権付社債（＊１） | 2,000 |
| ④　組合出資金（＊２） | 14,474 |
| 合計 | 27,676 |

（＊１）非上場株式及び転換社債型新株予約権付社債については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

（＊２）組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

（注）非上場株式、転換社債型新株予約権付社債及び組合出資金のうち、実質価額が取得原価に比べて著しく下落しており、実質価額が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該実質価額をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という）しております。
当連結会計年度において、組合出資金について、665百万円の減損処理を行っております。
また、実質価額が「著しく下落した」と判断するための基準は、原則として実質価額が取得原価に比べて50％以上下落した場合としております。

（注３）金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額　（単位：百万円）

| | １年以内 | １年超<br>５年以内 | ５年超<br>10年以内 | 10年超 |
|---|---|---|---|---|
| 現金及び預貯金 | 206,481 | － | － | － |
| コールローン及び買入手形 | 61,900 | － | － | － |
| 有価証券 | | | | |
| 満期保有目的の債券 | 6,976 | 19,724 | 333,910 | 5,940,738 |
| 公社債 | 6,976 | 19,624 | 333,810 | 5,530,268 |
| 国債・地方債 | 6,640 | 16,823 | 331,810 | 5,308,340 |
| 社債 | 336 | 2,801 | 2,000 | 221,928 |
| その他 | － | 100 | 100 | 410,469 |
| 責任準備金対応債券 | 3,659 | － | － | 258,330 |
| 公社債 | 3,659 | － | － | 258,330 |
| 国債・地方債 | 3,100 | － | － | 182,630 |
| 社債 | 559 | － | － | 75,700 |
| その他有価証券のうち満期があるもの | 131,041 | 399,251 | 180,951 | 589,294 |
| 公社債 | 43,643 | 141,957 | 128,267 | 541,350 |
| 国債・地方債 | 35,273 | 78,432 | 120,367 | 541,350 |
| 社債 | 8,369 | 63,525 | 7,900 | － |
| その他 | 87,397 | 257,293 | 52,683 | 47,944 |
| 貸出金（＊） | 32,800 | 51,310 | 69,185 | 1,385,252 |
| 合計 | 442,858 | 470,286 | 584,047 | 8,173,614 |

（＊）貸出金のうち、期間の定めのない保険約款貸付180,339百万円は含めておりません。

（注４）預金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額　（単位：百万円）

| | １年以内 | １年超<br>２年以内 | ２年超<br>３年以内 | ３年超<br>４年以内 | ４年超<br>５年以内 | ５年超 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 預金（＊） | 1,934,654 | 64,673 | 19,540 | 13,442 | 9,390 | 29,389 |
| 債券貸借取引受入担保金 | 310,608 | － | － | － | － | － |
| 社債 | 10,000 | － | － | － | － | － |
| 合計 | 2,255,262 | 64,673 | 19,540 | 13,442 | 9,390 | 29,389 |

（＊）預金のうち、要求払預金については、「１年以内」に含めて開示しております。

**（有価証券に関する注記）**

※連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。

1．売買目的有価証券　　（単位：百万円）

| 当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 |
|---|
| 45,396 |

2．満期保有目的の債券　　（単位：百万円）

| 区分 | | 連結貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|---|---|---|---|---|
| 時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの | 公社債 | 5,418,222 | 6,953,045 | 1,534,823 |
| | 国債・地方債 | 5,356,295 | 6,878,763 | 1,522,468 |
| | 社債 | 61,927 | 74,281 | 12,354 |
| | その他 | 26,476 | 29,308 | 2,831 |
| | 小計 | 5,444,698 | 6,982,353 | 1,537,655 |
| 時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの | 公社債 | 475,997 | 423,332 | △52,664 |
| | 国債・地方債 | 307,930 | 277,328 | △30,602 |
| | 社債 | 168,066 | 146,004 | △22,062 |
| | その他 | 230,031 | 206,327 | △23,704 |
| | 小計 | 706,028 | 629,659 | △76,368 |
| 合計 | | 6,150,726 | 7,612,013 | 1,461,286 |

3．責任準備金対応債券　　（単位：百万円）

| 区分 | | 連結貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|---|---|---|---|---|
| 時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの | 公社債 | 230,196 | 258,073 | 27,876 |
| | 国債・地方債 | 189,899 | 210,237 | 20,337 |
| | 社債 | 40,296 | 47,835 | 7,539 |
| | 小計 | 230,196 | 258,073 | 27,876 |
| 時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの | 公社債 | 47,176 | 45,283 | △1,893 |
| | 国債・地方債 | 5,373 | 5,209 | △163 |
| | 社債 | 41,803 | 40,073 | △1,729 |
| | 小計 | 47,176 | 45,283 | △1,893 |
| 合計 | | 277,372 | 303,356 | 25,983 |

4．その他有価証券

（単位：百万円）

| 区分 | | 連結貸借対照表計上額 | 取得原価 | 評価差額 |
|---|---|---|---|---|
| 連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | 公社債 | 947,033 | 819,619 | 127,414 |
| | 国債・地方債 | 881,470 | 755,625 | 125,844 |
| | 社債 | 65,563 | 63,994 | 1,569 |
| | 株式 | 28,296 | 13,323 | 14,972 |
| | その他 | 286,296 | 280,666 | 5,629 |
| | 小計 | 1,261,626 | 1,113,609 | 148,016 |
| 連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | 公社債 | 46,987 | 47,693 | △706 |
| | 国債・地方債 | 32,693 | 33,379 | △686 |
| | 社債 | 14,294 | 14,314 | △19 |
| | 株式 | 833 | 891 | △58 |
| | その他 | 171,468 | 173,451 | △1,983 |
| | 小計 | 219,288 | 222,037 | △2,748 |
| 合計 | | 1,480,914 | 1,335,646 | 145,268 |

（注）非上場株式（連結貸借対照表計上額 169百万円）、転換社債型新株予約権付社債（同 2,000百万円）及びその他の証券（同 14,474百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

5．当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券

該当事項はありません。

6．当連結会計年度中に売却した責任準備金対応債券

該当事項はありません。

7．当連結会計年度中に売却したその他有価証券

（単位：百万円）

| 区分 | 売却額 | 売却益の合計額 | 売却損の合計額 |
|---|---|---|---|
| 公社債 | 3,305 | 27 | 0 |
| 国債・地方債 | 2,000 | 22 | 0 |
| 社債 | 1,304 | 4 | － |
| 株式 | 937 | 679 | － |
| その他 | 71,786 | 1,569 | 41 |
| 合計 | 76,029 | 2,275 | 41 |

**（金銭の信託の時価に関する注記）**

1．運用目的の金銭の信託

該当事項はありません。

2．満期保有目的及び責任準備金対応の金銭の信託

該当事項はありません。

3．その他の金銭の信託（運用目的、満期保有目的及び責任準備金対応以外）

（単位：百万円）

| 区分 | 連結貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差額 | うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの |
|---|---|---|---|---|---|
| その他の金銭の信託 | 296,877 | 254,957 | 41,919 | 41,919 | － |

（注）1．本表には合同運用の金銭の信託50百万円を含んでおります。

2．「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

**（デリバティブ取引に関する注記）**

1．ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

⑴ 金利関連取引

（単位：百万円）

| 区分 | 種類 | 契約額等 | 契約額等のうち1年超 | 時価 | 評価損益 |
|---|---|---|---|---|---|
| 店頭 | 金利スワップ | | | | |
| | 受取固定・支払変動 | 4,528 | 4,528 | 286 | 286 |
| | 受取変動・支払固定 | 3,528 | 3,528 | 50 | 50 |
| 合計 | | － | － | 337 | 337 |

（注）1．上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2．時価の算定

割引現在価値により算定した価額や取引金融機関から提示された価格によっております。

⑵ 通貨関連取引

（単位：百万円）

| 区分 | 種類 | 契約額等 | 契約額等のうち1年超 | 時価 | 評価損益 |
|---|---|---|---|---|---|
| 店頭 | 為替予約 | | | | |
| | 売建 | 288,772 | － | 3,868 | 3,868 |
| | 買建 | 104,730 | － | 256 | 256 |
| | 外国為替証拠金 | | | | |
| | 売建 | 46,494 | － | 1,309 | 1,309 |
| | 買建 | 18,449 | － | 1,018 | 1,018 |
| | 通貨オプション | | | | |
| | 売建 | 214 | － | △1 | 0 |
| | 買建 | 212 | － | 1 | 0 |
| | 通貨先渡 | | | | |
| | 買建 | 15,265 | － | △126 | △126 |
| 合計 | | － | － | 6,327 | 6,328 |

（注）1．上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
2．時価の算定
割引現在価値やオプション価格計算モデルにより算定しております。

⑶ 株式関連取引

（単位：百万円）

| 区分 | 種類 | 契約額等 | 契約額等のうち1年超 | 時価 | 評価損益 |
|---|---|---|---|---|---|
| 金融商品取引所 | 株価指数先物 | | | | |
| | 売建 | 96,016 | － | 462 | 462 |
| 合計 | | － | － | 462 | 462 |

（注）1．上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
2．時価の算定
取引所における当連結会計年度末の最終価格によっております。

2．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

⑴　金利関連取引

（単位：百万円）

| ヘッジ会計の方法 | 種類 | 主なヘッジ対象 | 契約額等 | 契約額等のうち1年超 | 時価 |
|---|---|---|---|---|---|
| 原則的処理方法 | 金利スワップ<br>受取変動・支払固定 | 預金 | 103,000 | 103,000 | 353 |
| ヘッジ対象に係る損益を認識する方法 | 金利スワップ<br>受取変動・支払固定 | その他有価証券（債券） | 304,661 | 266,269 | △17,639 |
| | 合計 | － | － | － | △17,285 |

（注）1．業種別監査委員会報告第24号に基づく繰延ヘッジによるものとヘッジ対象に係る損益を認識する方法によるものがあります。

2．時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

⑵　通貨関連取引

（単位：百万円）

| ヘッジ会計の方法 | 種類 | 主なヘッジ対象 | 契約額等 | 契約額等のうち1年超 | 時価 |
|---|---|---|---|---|---|
| ヘッジ対象に係る損益を認識する方法 | 通貨スワップ | その他有価証券（債券） | 14,645 | 4,700 | △673 |
| | 合計 | － | － | － | △673 |

（注）1．ヘッジ対象に係る損益を認識する方法によっております。

2．時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

**（賃貸等不動産に関する注記）**

生命保険子会社は、東京都において、主に賃貸用のオフィスビルを有しております。平成29年３月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は、5,953百万円（主な賃貸収益は生命保険事業の「利息及び配当金等収入」に、主な賃貸費用は生命保険事業の「賃貸用不動産等減価償却費」及び「その他運用費用」に計上）であります。また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

（単位：百万円）

| 連結貸借対照表計上額 | | | 当連結会計年度末の時価 |
|---|---|---|---|
| 当連結会計年度期首残高 | 当連結会計年度増減額 | 当連結会計年度末残高 | |
| 106,135 | △1,404 | 104,731 | 174,007 |

（注）1．連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2．当連結会計年度末の時価の算定にあたっては、当連結会計年度末時点の外部の不動産鑑定士による不動産鑑定評価に基づいております。

**（退職給付に関する注記）**

1．採用している退職給付制度の概要

生命保険子会社では、営業社員においては退職一時金制度、内務職員においては確定給付型企業年金制度及び確定拠出年金制度を設けております。損害保険子会社では、退職一時金制度及び確定拠出年金制度を設けております。当社及び銀行子会社では、主に退職一時金制度を設けております。なお、当社及び一部の連結子会社は退職給付債務の計算にあたり、簡便法を採用しております。

2．確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表（(9) に掲げられたものを除く）

| | |
|---|---|
| 退職給付債務の期首残高 | 39,800百万円 |
| 勤務費用 | 4,767百万円 |
| 利息費用 | △37百万円 |
| 数理計算上の差異の発生額 | △163百万円 |
| 退職給付の支払額 | △1,799百万円 |
| 退職給付債務の期末残高 | 42,567百万円 |

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表（(9) に掲げられたものを除く）

| | |
|---|---|
| 年金資産の期首残高 | 12,844百万円 |
| 期待運用収益 | 194百万円 |
| 数理計算上の差異の発生額 | 198百万円 |
| 事業主からの拠出額 | 1,021百万円 |
| 退職給付の支払額 | △227百万円 |
| 年金資産の期末残高 | 14,032百万円 |

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

| | |
|---|---|
| 積立型制度の退職給付債務 | 11,028百万円 |
| 年金資産 | △14,032百万円 |
| | △3,003百万円 |
| 非積立型制度の退職給付債務 | 31,649百万円 |
| 連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 28,646百万円 |

| | |
|---|---|
| 退職給付に係る負債 | 31,399百万円 |
| 退職給付に係る資産 | △2,752百万円 |
| 連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 28,646百万円 |

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

| | |
|---|---|
| 勤務費用 | 4,767百万円 |
| 利息費用 | △37百万円 |
| 期待運用収益 | △194百万円 |
| 数理計算上の差異の費用処理額 | 1,059百万円 |
| その他 | 70百万円 |
| 確定給付制度に係る退職給付費用 | 5,665百万円 |

（注）簡便法を採用している会社の退職給付費用は、「その他」に計上しております。

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

| | |
|---|---|
| 数理計算上の差異 | 1,422百万円 |
| 合計 | 1,422百万円 |

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

| | |
|---|---|
| 未認識数理計算上の差異 | △3,874百万円 |
| 合計 | △3,874百万円 |

(7) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

| | |
|---|---|
| 債券 | 66 % |
| 株式 | 30 % |
| その他 | 4 % |
| 合計 | 100 % |

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当連結会計年度末における主要な数理計算上の計算基礎

| | |
|---|---|
| 割引率 | 0.2～0.8% |
| 長期期待運用収益率 | 1.5～2.7% |

(9) 簡便法を採用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

| | |
|---|---|
| 退職給付に係る負債の期首残高 | 91百万円 |
| 退職給付費用 | 11百万円 |
| 制度への拠出額 | △4百万円 |
| その他 | 12百万円 |
| 退職給付に係る負債の期末残高 | 111百万円 |

3．確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、287百万円であります。

**(資産除去債務に関する注記)**

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

1．当該資産除去債務の概要

営業用不動産の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務及び投資用不動産の石綿障害予防規則に基づくアスベスト除去費用等であります。

2．当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から13～50年と見積もり、割引率は0.1～2.3%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3．当連結会計年度における総額の増減

| | |
|---|---|
| 期首残高 | 752百万円 |
| 有形固定資産の取得に伴う増加額 | 445百万円 |
| 時の経過による調整額 | 18百万円 |
| 見積りの変更による増加額（注） | 1,047百万円 |
| 資産除去債務の履行による減少額 | △2百万円 |
| その他増減額（△は減少） | △45百万円 |
| 期末残高 | 2,214百万円 |

(注) 当連結会計年度において、不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上すべき資産除去債務について、原状回復費用の新たな情報の入手に伴い、見積りの変更を行っております。

**(重要な後発事象に関する注記)**

該当事項はありません。

## ③計算書類の個別注記表

**（重要な会計方針）**

1．有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式・・・・移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの・・・・・・期末日の市場価格等に基づく時価法（時価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの・・・・・・移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合への出資については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2．固定資産の減価償却の方法

⑴有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、耐用年数は以下のとおりであります。

| | |
|---|---|
| 建物 | 3～50年 |
| 工具器具備品 | 3～20年 |

⑵無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、利用可能期間（3～5年）に基づく定額法により償却しております。

⑶リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3．引当金の計上基準

⑴賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、従業員に対する支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

⑵退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末において発生したと認められる額を計上しております。なお、退職給付引当金は退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法により計算しております。

⑶役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払いに備えるため、当事業年度末における期末要支給額を計上しております。

4．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

**（追加情報）**

（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号　平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

**（貸借対照表関係）**

| | |
|---|---|
| 1．有形固定資産の減価償却累計額 | 52百万円 |
| 2．関係会社に対する短期金銭債権 | 3,635百万円 |
| 3．関係会社に対する短期金銭債務 | 31百万円 |

**（損益計算書関係）**

関係会社との取引高

| | |
|---|---|
| ⑴営業取引による取引高 | |
| 営業収益 | 26,018百万円 |
| 営業費用 | 251百万円 |
| ⑵営業取引以外の取引による取引高 | 192百万円 |

**（株主資本等変動計算書関係）**

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

| | |
|---|---|
| 普通株式 | 52,975株 |

**（税効果会計に関する事項）**

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | |
|---|---|
| 繰延税金資産 | |
| 役員退職慰労引当金 | 46百万円 |
| 賞与引当金 | 29百万円 |
| 未払事業税 | 1百万円 |
| 退職給付引当金 | 33百万円 |
| 減価償却費 | 3百万円 |
| 株式報酬費用 | 15百万円 |
| その他 | 1百万円 |
| 繰延税金資産小計 | 131百万円 |
| 評価性引当額 | －百万円 |
| 繰延税金資産合計 | 131百万円 |
| 繰延税金負債 | |
| その他有価証券評価差額金 | △2百万円 |
| 繰延税金負債合計 | △2百万円 |
| 繰延税金資産の純額 | 129百万円 |

**（関連当事者との取引に関する事項）**

1．親会社及び法人主要株主等

| 属性 | 会社等の名称 | 住所 | 資本金又は出資金（百万円） | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有（被所有）割合（%） | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額（百万円） | 科目 | 期末残高（百万円） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 親会社 | ソニー㈱ | 東京都港区 | 860,645 | 製造業 | （被所有）直接 63 | 出向者の受入 | 出向者給与の支払等 | 51 | 未払費用 | 4 |

（注）取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
取引条件及び取引条件の決定方針等
出向に関する覚書に基づき、出向者に係る人件費相当額を支払っております。

2．子会社及び関連会社等

| 属性 | 会社等の名称 | 住所 | 資本金又は出資金（百万円） | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有（被所有）割合（%） | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額（百万円） | 科目 | 期末残高（百万円） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 子会社 | ソニー生命保険㈱ | 東京都千代田区 | 70,000 | 生命保険業 | （所有）直接 100 | 経営管理契約の締結、出向者の受入・転出、役員の兼任 | 経営管理料の受入※1 | 1,462 | 未収入金 | 482 |
| | | | | | | | 出向者給与の支払※2 | 296 | 未払費用 | 18 |
| | | | | | | | 出向者給与の受入※3 | 51 | 未収入金 | 2 |
| | ソニー損害保険㈱ | 東京都大田区 | 20,000 | 損害保険業 | （所有）直接 100 | 経営管理契約の締結、出向者の受入、役員の兼任 | 経営管理料の受入※1 | 149 | 未収入金 | 49 |
| | | | | | | | 出向者給与の支払※2 | 4 | 未払費用 | 0 |
| | ソニー銀行㈱ | 東京都千代田区 | 31,000 | 銀行業 | （所有）直接 100 | 経営管理契約の締結、出向者の受入・転出、役員の兼任、資金の貸付 | 経営管理料の受入※1 | 152 | 未収入金 | 50 |
| | | | | | | | 出向者給与の支払※2 | 97 | 未払費用 | 8 |
| | | | | | | | 出向者給与の受入※3 | 18 | 未収入金 | 1 |
| | | | | | | | 資金の貸付※4 | - | 関係会社長期貸付金 | 10,000 |
| | | | | | | | 資金の回収 | 7,000 | 関係会社短期貸付金 | 3,000 |
| | | | | | | | 利息の受取※4 | 192 | その他流動資産 | 27 |
| | ソニー・ライフケア㈱ | 東京都渋谷区 | 1,010 | 介護事業 | （所有）直接 100 | 経営管理契約の締結、出向者の転出、役員の兼任 | 経営管理料の受入※1 | 1 | 未収入金 | 0 |
| | | | | | | | 出向者給与の受入※3 | 129 | 未収入金 | 8 |
| | | | | | | | 増資の引受※5 | 500 | | |

（注）取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
取引条件及び取引条件の決定方針等
※1　経営管理契約に基づき決定しております。
※2　出向に関する覚書に基づき、出向者に係る人件費相当額を支払っております。
※3　出向に関する覚書に基づき、出向者に係る人件費相当額を受け入れております。
※4　資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しており、弁済条件は期間10年としております。なお、担保は受け入れておりません。
※5　当社がソニー・ライフケア㈱の行った株主割り当てを１株につき200,000円で引き受けたものであります。

**（１株当たり情報に関する事項）**

| | |
|---|---|
| １．１株当たり純資産額 | 551円43銭 |
| ２．１株当たり当期純利益 | 56円09銭 |
| ３．潜在株式調整後１株当たり当期純利益 | 56円09銭 |

**（重要な後発事象に関する注記）**

該当事項はありません。


ミックス
責任ある木質資源を
使用した紙
FSC
www.fsc.org
FSC® C013080


VEGETABLE
OIL INK